

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年12月
(第2回訂正分)

株式会社ジーニー

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年12月7日に関東財務局長
に提出し、平成29年12月8日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,023,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し481,200株（引受人の買取引受による売出し285,000株・オーバーアロットメントによる売出し196,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年12月7日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち22,200株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

平成29年12月7日に決定された引受価額（1,242円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,350円）で本募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「591,100,000」を「621,000,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「591,100,000」を「621,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,350」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,242」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「621」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき1,350」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,220円~1,350円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,350円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,242円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,350円)と会社法上の払込金額(1,037円)及び平成29年12月7日に決定された引受価額(1,242円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は621円(増加する資本準備金の額の総額621,000,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,242円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成29年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,242円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき108円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成29年12月7日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「1,209,390,600」を「1,270,566,000」に訂正

「差し手取概算額(円)」の欄:「1,200,390,600」を「1,261,566,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,261,566千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限243,680千円と合わせて、アドテクノロジー事業における今後の成長のための①設備資金及び②運転資金、③借入金返済として以下のとおり充当する予定であります。

① 設備資金

自社プロダクト(DSP、SSP、MA)の開発に係る資金として283,755千円(平成30年3月期に39,324千円、平成31年3月期に136,986千円、平成32年3月期に107,444千円)、当社のプロダクトを利用する取引先の拡大に伴い、広告表示回数(インプレッション)が大幅に増加すると予測しているため、処理能力向上のためのサーバー及び通信回線の増強、その他ハードウェア購入等に係る資金として244,011千円(平成30年3月期に20,722千円、平成31年3月期に116,201千円、平成32年3月期に107,088千円)を充当する予定であります。

また、事業拡大に伴う人員の増強に対応するため、平成31年3月期に本社オフィスの増床に係る資金として140,000千円を充当する予定であります。

② 運転資金

自社プロダクトの修繕・機能改善に係る資金として384,987千円(平成30年3月期に56,829千円、平成31年3月期に328,158千円)、事業拡大に伴う人材の採用費として167,263千円(平成30年3月期に17,751千円、平成31年3月期に82,020千円、平成32年3月期に67,491千円)を充当する予定であります。

③ 借入金返済

借入金の返済資金として、平成31年3月期に99,999千円を充当する予定であります。

また、残額につきましては、将来における運転資金に充当する方針であります。具体化している事項はありません。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年12月7日に決定された引受価額(1,242円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,350円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「366,225,000」を「384,750,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「366,225,000」を「384,750,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1. （注） 2. 」を「1,350」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注） 2. 」を「1,242」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 2. 」を「1株につき1,350」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注） 3. 」を「（注） 3. 」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき108円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成29年12月7日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「252,117,000」を「264,870,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「252,117,000」を「264,870,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注） 4. に記載した振替機関と同一であります。

（注） 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1,350」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1株につき1,350」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年12月7日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤智昭（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 196,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,037円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 121,840,200円（1株につき金621円）</u> <u>増加する資本準備金の額 121,840,200円（1株につき金621円）</u>
(4)	払込期日	平成30年1月16日（火）

（注） 割当価格は、平成29年12月7日に決定された「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額（1,242円）と同一であります。

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年6月15日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（ジーニー従業員持株会、アンカー・アドバイザーズTMT3号投資事業有限責任組合及びFenox Venture Company IX, L.P.）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、65,400株を上限として、平成29年12月7日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 22,200株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年12月7日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（1,350円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

＜欄外注記の訂正＞

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月13日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年11月
(第1回訂正分)

株式会社ジーニー

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年11月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成29年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,023,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年11月28日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し481,200株（引受人の買取引受による売出し285,000株・オーバーアロットメントによる売出し196,200株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」及び「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 発行数については、平成29年11月13日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数23,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち65,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2【募集の方法】

平成29年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は平成29年11月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,037円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：

「561,200,000」を「591,100,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「561,200,000」を「591,100,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（1,220円～1,350円）の平均価格（1,285円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,314,555,000円となります。

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,037」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
- 仮条件は、1,220円以上1,350円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。
- 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ①自社の技術力を活かしたプロダクトの独自開発や国内外企業へのOEM提供及び国内外の有力企業との連携の実績が評価できること。
- ②SSP市場において優位なポジショニングを有し、今後の成長性が期待できること。
- ③競争環境が変化する可能性があること。
- 以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,220円から1,350円の範囲が妥当であると判断いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,037円）及び平成29年12月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,037円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社853,200、株式会社SBI証券65,400、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社39,200、大和証券株式会社26,100、SMB C日興証券株式会社26,100、いちよし証券株式会社13,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月7日）に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「1,148,215,200」を「1,209,390,600」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「1,139,215,200」を「1,200,390,600」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,220円～1,350円）の平均価格（1,285円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,200,390千円については、「1 新規発行株式」の（注）5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限231,947千円と合わせて、アドテクノロジー事業における今後の成長のための①設備資金及び②運転資金、③借入金返済として以下のとおり充当する予定であります。

① 設備資金

自社プロダクト（DSP、SSP、MA）の開発に係る資金として283,755千円（平成30年3月期に39,324千円、平成31年3月期に136,986千円、平成32年3月期に107,444千円）、当社のプロダクトを利用する取引先の拡大に伴い、広告表示回数（インプレッション）が大幅に増加すると予測しているため、処理能力向上のためのサーバー及び通信回線の増強、その他ハードウェア購入等に係る資金として244,011千円（平成30年3月期に20,722千円、平成31年3月期に116,201千円、平成32年3月期に107,088千円）を充当する予定であります。

また、事業拡大に伴う人員の増強に対応するため、平成31年3月期に本社オフィスの増床に係る資金として140,000千円を充当する予定であります。

② 運転資金

自社プロダクトの修繕・機能改善に係る資金として384,987千円（平成30年3月期に56,829千円、平成31年3月期に328,158千円）、事業拡大に伴う人材の採用費として167,263千円（平成30年3月期に17,751千円、平成31年3月期に82,020千円、平成32年3月期に67,491千円）を充当する予定であります。

③ 借入金返済

借入金の返済資金として、平成31年3月期に99,999千円を充当する予定であります。

また、残額につきましては、将来における運転資金に充当する方針であります。具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「347,700,000」を「366,225,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「347,700,000」を「366,225,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（1,220円～1,350円）の平均価格（1,285円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「239,364,000」を「252,117,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「239,364,000」を「252,117,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,220円～1,350円）の平均価格（1,285円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤智昭（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 196,200株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,037円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成30年1月16日（火）

（注） 割当価格は、平成29年12月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年6月15日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定です。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（ジーニー従業員持株会、アンカー・アドバイザーズTMT3号投資事業有限責任組合及びFenox Venture Company IX, L.P.）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ジーニー従業員持株会（理事長 水野 敦紹） 東京都新宿区西新宿7丁目20番1号住友不動産西新宿ビル25階
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、65,400株を上限として、平成29年12月7日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成29年12月7日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
工藤 智昭	東京都新宿区	6,680,000 (90,000)	38.84 (0.52)	6,630,000 (90,000)	36.43 (0.49)
ソフトバンクグループインターナショナル合同会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	5,625,000	32.70	5,625,000	30.91
A T I 投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル3階（私書箱475号）	720,000	4.19	720,000	3.96
廣瀬 寛	東京都中野区	795,000 (60,000)	4.62 (0.35)	715,000 (60,000)	3.93 (0.33)
吉村 卓也	東京都品川区	750,000	4.36	670,000	3.68
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	495,000	2.88	495,000	2.72
NICE SATISFY LIMITED	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	402,000	2.34	402,000	2.21
Fenox Venture Company IX, L.P.	1641 North First Street, Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	258,000	1.50	258,000	1.42
アンカー・アドバイザーズ TMT 3号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	219,000	1.27	219,000	1.20
Y J 1号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	120,000	0.70	120,000	0.66
計	二	16,064,000 (150,000)	93.40 (0.87)	15,854,000 (150,000)	87.11 (0.82)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月13日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月13日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（65,400株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、設立以来「アドテクノロジーで世界を変える。」というミッション(理念)のもと、日本が誇る優れた技術力を背景に、独自開発したテクノロジーで、広告業界やユーザーの情報環境を変革していくことを目指しております。このミッション(理念)を実現していくために、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(以下省略)

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長が内部監査責任者及び内部監査担当者として任命した管理部所属の当社の業務及び制度に精通した従業員(1名)が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役社長が別部署又は外部から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査責任者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(以下省略)

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
				(省略)					
平成28年 7月29日	投資事業組合G V-II 業務執行組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関 係者等 (大株主上 位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	—	165,000	187,440,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成28年 7月29日	投資事業有限責 任組合G B-III 無限責任組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関 係者等 (大株主上 位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	165,000	187,440,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成28年 7月29日	投資事業組合G B-IV 業務執行組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関 係者等 (大株主上 位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	72,000	81,792,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成28年 7月29日	投資事業組合G B-IV 業務執行組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関 係者等 (大株主上 位10名)	PT. Metra Digital Investama CEO Nicko Wijaja	The East Tower, 36th Floor, Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung Kav. E. 3.2 No. 1, Kuningan Timur, Setiabudi, J akarta Selatan, Indonesia. 12950	—	93,000	105,648,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情によ る
				(省略)					

(注記省略)



新株式発行及び自己株式の処分
並びに株式売出届出目論見書

平成29年11月

株式会社ジーニー

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,060,851千円（見込額）の募集及び株式347,700千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式239,364千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社ジーニー

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

株式会社ジーニーは、“日本発の世界的なテクノロジー企業をつくりたい”という想いのもと、平成22年（2010年）4月に設立された会社です。当時、インターネット広告業界において「RTB（Real-Time Bidding）※」という新しい技術が登場し、ドラスティックな変化と成長の可能性が感じられた頃でした。

現在、「アドテクノロジーで世界を変える。」というミッション（理念）を掲げ、当社が独自に開発したインターネットメディアの広告収益最大化プラットフォーム「GenieeSSP※」を主軸に、アドテクノロジー事業を展開しております。

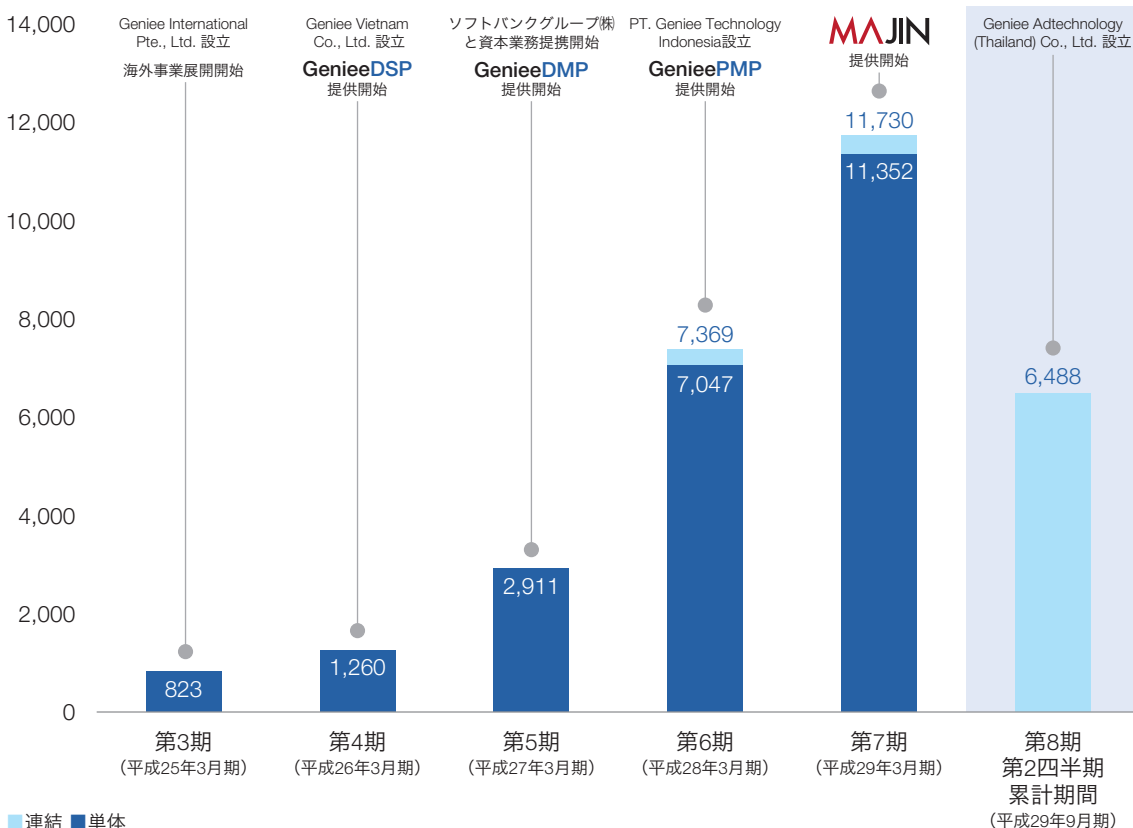
また、「GenieeSSP」が持つ大量の広告配信データと顧客基盤を活かし、広告主向けの「GenieeDSP※」、「GenieeDMP※」といったアドソリューションのほか、マーケティングオートメーションツール「MAJIN※」の提供を開始するなど、事業領域を拡大しております。

さらに、平成24年（創業3年目）から海外事業展開に着手しており、シンガポール、ベトナム、インドネシア、タイなどの東南アジア地域に拠点を置きサービスを提供しております。

このように、当社グループは、事業の領域と提供エリアを拡大することで、増収を続けてまいりました。

主な事業トピックと売上高の推移

（単位：百万円）



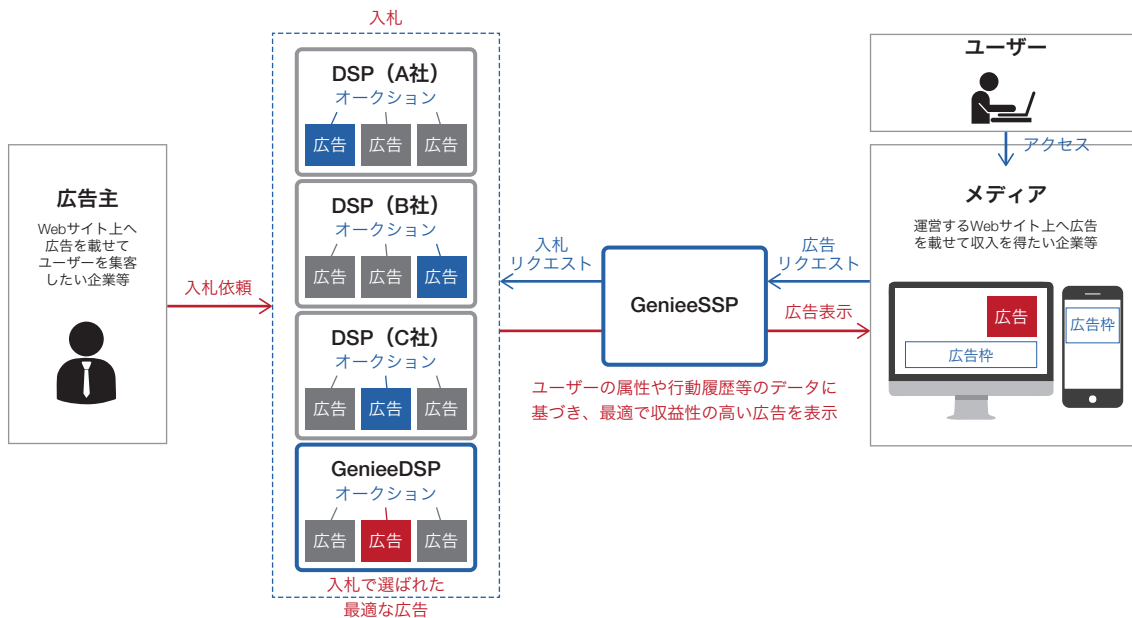
注：棒グラフの数字は、青文字が連結売上高を、白文字が単体売上高を示しております。
売上高に消費税等は含まれておりません。

※ 詳しくは、「2 事業の内容」をご覧ください。

2 事業の内容

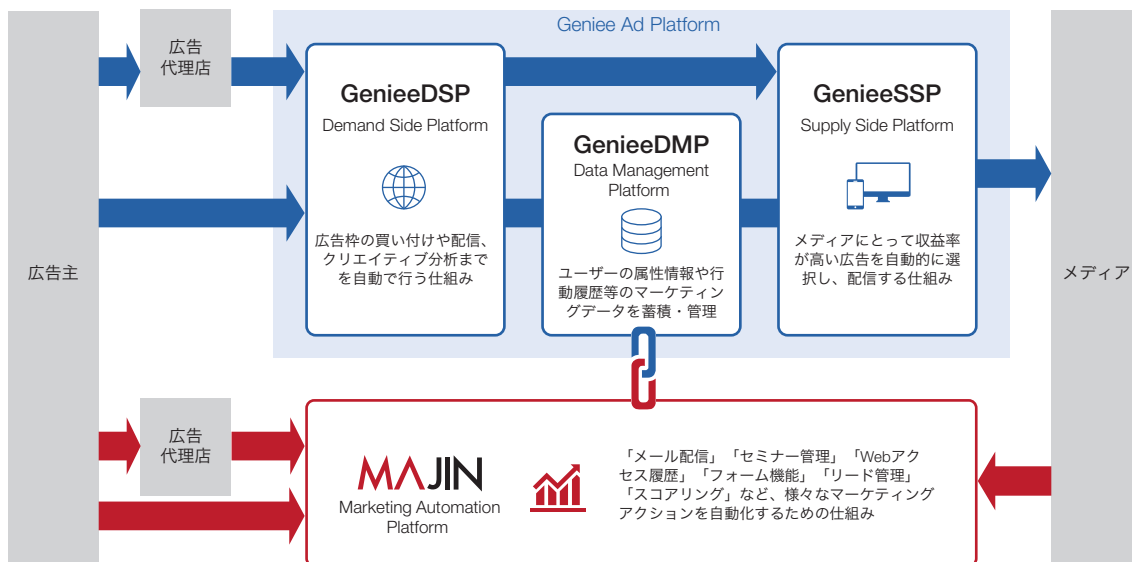
当社グループは、Webサイトやスマートフォンアプリ上に、各々の閲覧者に合った広告を瞬時に選択し表示させる技術（アドテクノロジー）を使って、インターネットメディアや広告主の広告収益や効果を最大化させるシステム（プラットフォーム）を提供しております。

RTBによるインターネット広告配信の仕組み



RTB（Real-Time Bidding）とは、広告の表示ごとにオークション方式で最も高単価な広告を配信する仕組みで、リアルタイムにインターネット広告枠を取引できる技術です。ユーザーがサイトにアクセスしてから選択された広告が表示されるまで、平均0.1秒以下という速さで行われております。

主要サービスの概要



注：図中の矢印はサービス提供の流れ（依頼、広告配信等）を示しております。

GenieeSSP

「GenieeSSP」は、インターネットメディア等の広告収益を最大化させるプラットフォームです。

インターネットサイトやアプリ上の広告枠を閲覧するユーザー毎に、RTB技術によりオークション形式で選択された最適な広告を配信する仕組みです。

「GenieeSSP」は、国内外のDSPやアドネットワーク等とシステム連携することで、広告取引（オークション）への参加者増加を図っており、独自の広告配信最適化アルゴリズムによって、より効果的な広告配信を実現しております。

GenieeDSP

「GenieeDSP」は、広告主の利益を最大化するための広告買い付けプラットフォームです。

「GenieeSSP」等に接続することで、広告主のニーズに合わせて選択された枠へ配信することができます。広告枠は、インターネットユーザーの過去の行動履歴や購入履歴、位置情報等のデータに基づいて選択された、広告主にとって有望な見込み顧客と想定されるユーザー群の枠となります。

GenieeDMP

「GenieeDMP」は、データを蓄積・分析・活用するためのプラットフォームです。

広告主やインターネットメディア等の内部に蓄積された、顧客情報や売上・購買情報・自社Webサイトへのアクセス履歴等のプライベートデータと、インターネット上に蓄積されるユーザーの興味・関心データ等のパブリックデータの2つを統合し、それらを分析・活用することができます。

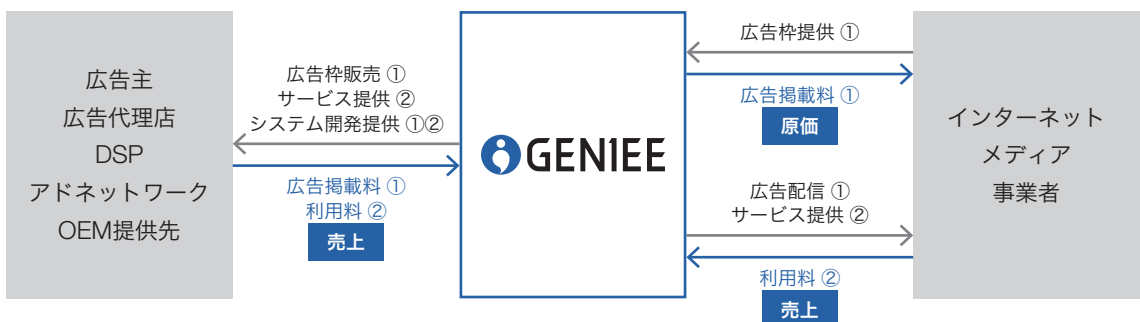
MAJIN

「MAJIN」は、企業のマーケティング活動を自動化し、効率的に潜在顧客の集客や購買意欲等の向上、購買・契約等を行うためのプラットフォームです。

「MAJIN」では、「GenieeDMP」と連携することでビッグデータを活用した高精度なユーザーターゲティングが可能な上、メール配信やアプリプッシュ通知、LINEによるメッセージ配信・自動メッセージ対応等を通じた効果的なマーケティング活動を簡単に行うことができます。

上記のほか、SSPやDSP等の広告配信プラットフォームをOEM提供したり、Googleに公式認定されたメディアアソリューションパートナーとして、インターネットメディア向け広告配信サービス「Google AdSense」や「DoubleClick Ad Exchange」を提供したりしております。

ビジネスモデル



売上計上の仕組み

① 「GenieeSSP」や「GenieeDSP」経由で広告が配信されると、広告表示回数等に応じて広告主から当社グループへ広告掲載料（＝当社グループの売上）が支払われます。

広告代理店や他社DSP、アドネットワーク、OEM提供先を介して広告が配信される場合は、広告主からそれらを經由して広告掲載料をいただいております。

一方、当社グループからインターネットメディア事業者に対しては、広告配信回数等に応じて広告掲載料（＝当社グループの原価）を支払っております。

② 「GenieeDMP」や「MAJIN」では、基本的に月額でシステムやサービスの利用料（＝当社グループの売上）をいただいております。

3 特徴

技術開発力

全プロダクトを独自開発

当社グループでは、「GenieeSSP」「GenieeDSP」「GenieeDMP」「MAJIN」等を全て内製で開発・ご提供しております。これにより、顧客企業様からいただくご要望や技術進化へのタイムリーな対応が可能です。

国内外の企業様へOEM提供

独自開発した広告配信プラットフォーム等は、自社ブランドとして直接顧客へ提供するだけでなく、国内外の企業様へOEM提供（Original Equipment Manufacturingの略で、他社ブランドのSSPやDSP等を開発提供すること）しております。

ビッグデータの処理技術とAI活用

当社グループの広告配信プラットフォーム上では、1秒間に数十万件の入札（広告配信注文）があり、1日のデータ処理量は、約15テラバイト（平成29年10月末時点）に上ります。このように、膨大なデータを超高速で処理するため、システム基盤をフルハンドメイドしております。

ビッグデータやAI（人工知能）を活用することで、広告配信の精度向上や自動化の促進等に取り組んでおります。

産学連携による技術研究

アドテクノロジー関連の大学研究室と、オンライン広告配信やデータ解析等の先端技術について共同研究しております。また、コンピューターサイエンスの博士／修士課程出身がエンジニアの半数を占め、技術顧問を招き新技術の研究開発に取り組んでおります。

事業推進力

人員構成

当社では、プロダクトを開発するエンジニア（作り手）と提供する営業・サポート担当（売り手）が約半数ずつ在籍し、連携して事業拡大を推進しております。

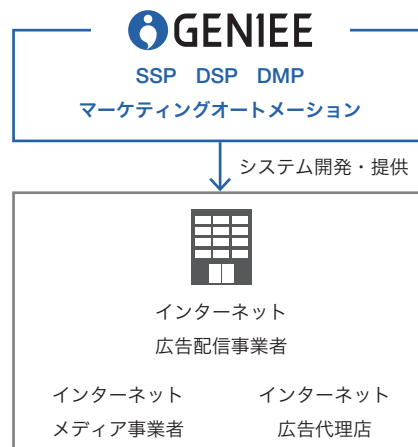
有力企業との連携

ソフトバンクグループ(株)をはじめ、国内外の通信キャリアや有力企業と資本業務提携し、OEM提供やデータ連携等を行っております。

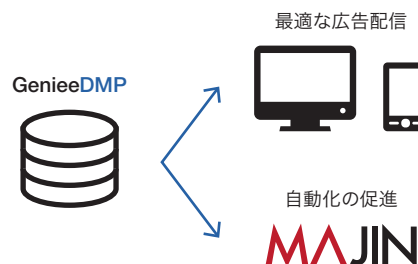
成長力

当社グループは、技術開発力と事業推進力の相乗効果により、売上高成長を実現してきました。

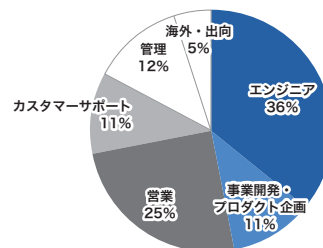
OEM提供のイメージ



ビッグデータ・AI活用のイメージ



単体の職種別従業員構成



（平成29年3月末時点）

技術開発力



事業推進力



成長力

4 成長戦略

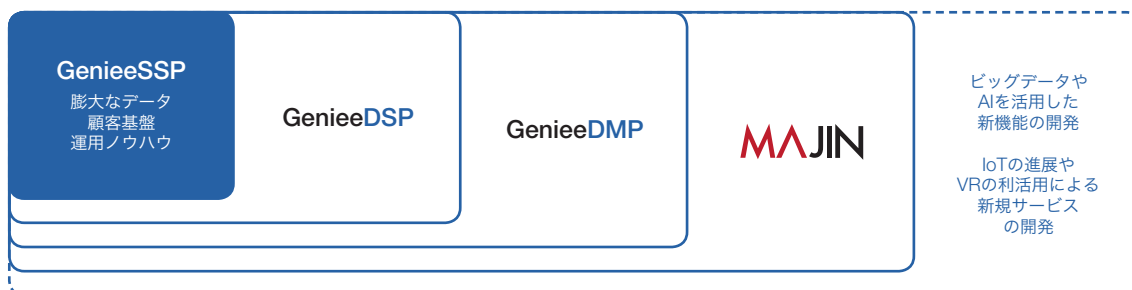
IoT（Internet of Things、様々なモノがインターネットに接続されデータや情報をやりとりできる仕組み）の進展やVRの利活用による広告バリエーションの増加等、インターネット広告市場は一層の拡大が見込まれております（※1）。

また、アジア地域のインターネット広告市場も引き続き高い成長率が予想されております（※2）。

こうした市場動向や顧客ニーズをとらえ、当社グループでは、「事業領域の拡大（事業軸）」と「サービス提供地域の拡大（地域軸）」の2軸で事業拡大を図ってまいります。

事業領域の拡大

アドテクノロジー領域からマーケティングテクノロジー領域へ、主力事業であるGenieeSSPの持つ膨大な広告配信関連データや顧客基盤、これまで培ってきた広告運用ノウハウを活かし、GenieeDSPやMAJIN等の市場シェア拡大を図るとともに、新機能・新規サービスの開発にも取り組んでまいります。



サービス提供地域の拡大

現在、東南アジアを中心に海外拠点を置き、現地企業様向けにGenieeSSP等のサービスを提供しております。今後につきましては、グローバル開発体制の強化や顧客開拓、未展開の市場開拓等に取り組み、「アジアを代表するテクノロジー企業」となることを目指してまいります。



※1：矢野経済研究所「インターネット広告市場の実態と展望 2017年版」

※2：デジタルインファクト「東南アジア主要6か国インターネット広告市場概況調査2017」

5 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次 決算年月	第3期 平成25年3月	第4期 平成26年3月	第5期 平成27年3月	第6期 平成28年3月	第7期 平成29年3月	第8期 第2四半期 平成29年9月
(1) 連結経営指標等						
売上高				7,369,233	11,730,899	6,488,383
経常利益				106,513	194,590	237,426
親会社株主に帰属する当期純利益				52,323	△14,754	△132,853
又は親会社株主に帰属する当期（四半期）純損失（△）				32,715	△22,297	△132,442
包括利益又は四半期包括利益				1,264,635	1,613,067	1,485,878
純資産額				3,400,505	4,197,150	4,047,892
総資産額				76.33	76.27	—
1株当たり純資産額（円）				3.31	△0.92	△8.24
1株当たり当期純利益金額 又は当期（四半期）純損失金額（△）（円）				—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額（円）				—	—	—
自己資本比率（％）				37.2	38.4	36.6
自己資本利益率（％）				4.1	—	—
株価収益率（倍）				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				240,389	331,813	△24,786
投資活動によるキャッシュ・フロー				△472,335	△516,483	△223,665
財務活動によるキャッシュ・フロー				341,875	362,013	239,040
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高				1,010,877	1,183,652	1,182,162
従業員数 （ほか、平均臨時雇用人員）（名）				125 (15)	200 (33)	— (—)

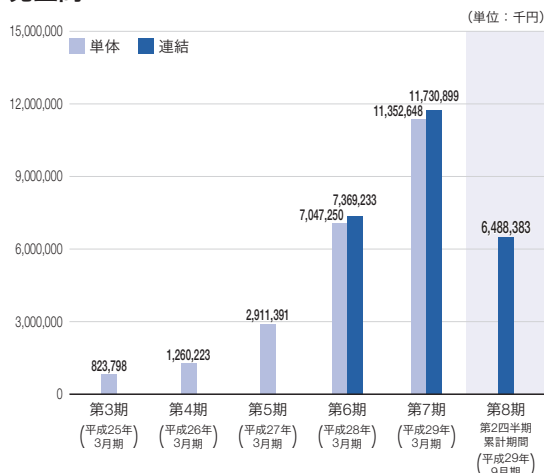
(2) 提出会社の経営指標等

売上高	823,798	1,260,223	2,911,391	7,047,250	11,352,648
経常利益又は経常損失（△）	△67,681	△3,502	186,481	108,471	328,789
当期純利益又は当期純損失（△）	△69,737	△4,010	124,152	67,381	161,629
資本金	143,532	181,132	592,393	592,393	766,769
発行済株式総数（株）	普通株式 719 A種株式 124	普通株式 766 A種株式 124	普通株式 15,000,000 A種株式 840,000	普通株式 15,000,000 A種株式 840,000	普通株式 15,000,000 A種株式 840,000 B種株式 307,000
純資産額	213,332	284,521	1,231,196	1,264,747	1,797,250
総資産額	408,084	587,478	2,002,087	3,361,858	4,318,696
1株当たり純資産額（円）	100,674.27	175,345.84	74.06	76.34	87.91
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（△）（円）	△95,288.66	△4,510.87	8.56	4.26	10.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	52.3	48.4	61.5	37.6	41.6
自己資本利益率（％）	—	—	16.4	5.4	10.6
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数 （ほか、平均臨時雇用人員）（名）	41 (10)	44 (21)	75 (9)	88 (15)	123 (33)

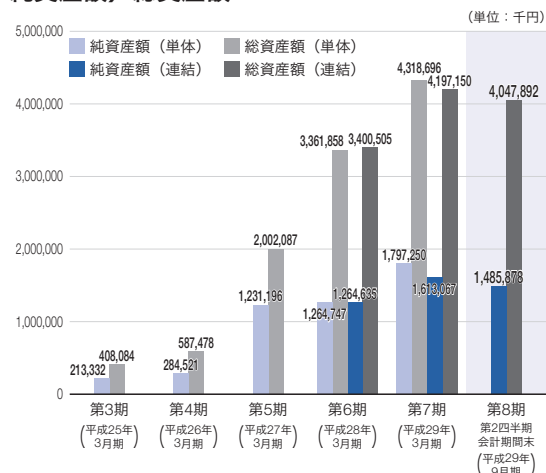
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、第3期及び第4期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第5期、第6期、第7期及び第8期第2四半期には、潜在株式は存在しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第7期（連結）及び第8期第2四半期は1株当たり当期（四半期）純損失金額であるため、それぞれ記載しておりません。
3. 当社は、A種株式及びB種株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成29年9月4日付ですべてのA種株式及びB種株式を自己株式として取得し、対価として当該A種株式にA種株式1株につき普通株式1株、当該B種株式にB種株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種株式及びB種株式については、株主価値の向上を図るため平成29年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月5日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は16,147,000株となっております。
4. 第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第3期及び第4期の経常損失及び当期純損失の主な要因は今後の事業拡大に向けて従業員を増加させたことによる人件費増加のためであります。
6. 第7期（連結）の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第8期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査及び四半期レビューを受けております。
9. なお、第3期、第4期及び第5期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人員を外数で記載しております。
11. 第7期において、親会社株主に帰属する当期純利益が第6期と比較して67,078千円減少しております。これは主に、第7期において減損損失46,664千円及び投資有価証券評価損59,850千円を計上したことによるものであります。
12. 第8期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純損失、四半期包括利益、1株当たり四半期純損失金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第8期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第8期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第3期 平成25年3月	第4期 平成26年3月	第5期 平成27年3月	第6期 平成28年3月	第7期 平成29年3月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額（円）	7.87	13.58	74.06	76.34	87.91
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（△）（円）	△6.91	△0.35	8.56	4.26	10.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

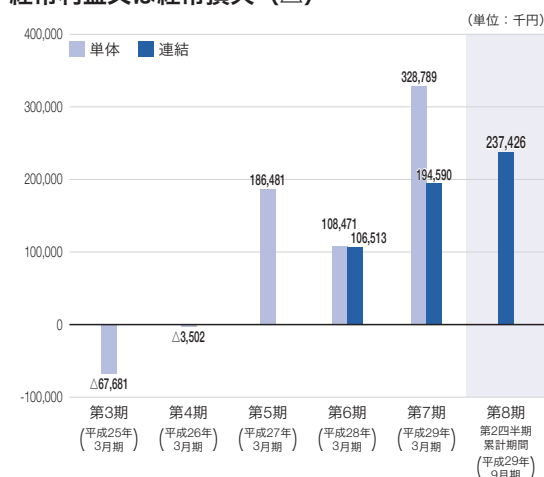
売上高



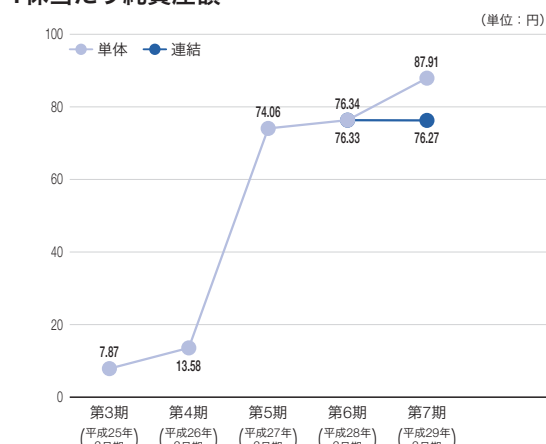
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失 (△)

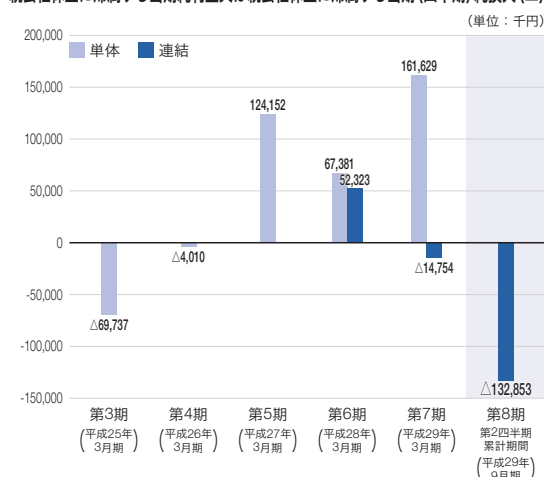


1株当たり純資産額

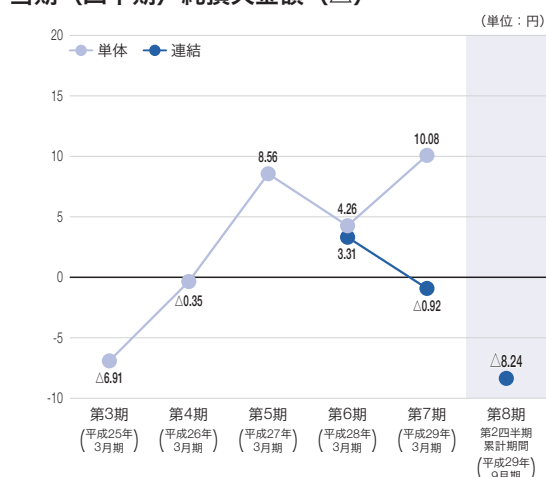


(注)当社は平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期純利益又は当期純損失 (△) / 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失 (△)



1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額 (△)



(注)当社は平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 業績等の概要	23
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	31
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	61
3. 配当政策	62
4. 株価の推移	62
5. 役員の状況	63
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	66

第5	経理の状況	72
1.	連結財務諸表等	73
(1)	連結財務諸表	73
(2)	その他	125
2.	財務諸表等	126
(1)	財務諸表	126
(2)	主な資産及び負債の内容	145
(3)	その他	145
第6	提出会社の株式事務の概要	146
第7	提出会社の参考情報	147
1.	提出会社の親会社等の情報	147
2.	その他の参考情報	147
第四部	株式公開情報	148
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	148
第2	第三者割当等の概況	151
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	151
2.	取得者の概況	156
3.	取得者の株式等の移動状況	160
第3	株主の状況	161
	[監査報告書]	165

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年11月13日	
【会社名】	株式会社ジーニー	
【英訳名】	Geniee, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 智昭	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	
【電話番号】	03-5337-8210	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 遠藤 雅宏	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号	
【電話番号】	03-5337-8210	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 遠藤 雅宏	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	1,060,851,000円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	347,700,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	239,364,000円
	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,023,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成29年11月13日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年11月13日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数23,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成29年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち65,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成29年11月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	1,000,000	1,037,000,000	561,200,000
	自己株式の処分	23,000	23,851,000	—
計（総発行株式）		1,023,000	1,060,851,000	561,200,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,220円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,248,060,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年12月 8 日(金) 至 平成29年12月13日(水)	未定 (注) 4.	平成29年12月17日(日)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年11月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月 7 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年12月 7 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年12月 7 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年12月18日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年11月30日から平成29年12月 6 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目12番11号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成29年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	—	1,023,000	—

- (注) 1. 平成29年11月28日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月7日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1, 148, 215, 200	9, 000, 000	1, 139, 215, 200

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,220円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,139,215千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限220,214千円と合わせて、アドテクノロジー事業における今後の成長のための①設備資金及び②運転資金、③借入金返済として以下のとおり充当する予定であります。

① 設備資金

自社プロダクト（DSP、SSP、MA）の開発に係る資金として283,755千円（平成30年3月期に39,324千円、平成31年3月期に136,986千円、平成32年3月期に107,444千円）、当社のプロダクトを利用する取引先の拡大に伴い、広告表示回数（インプレッション）が大幅に増加すると予測しているため、処理能力向上のためのサーバー及び通信回線の増強、その他ハードウェア購入等に係る資金として244,011千円（平成30年3月期に20,722千円、平成31年3月期に116,201千円、平成32年3月期に107,088千円）を充当する予定であります。

また、事業拡大に伴う人員の増強に対応するため、平成31年3月期に本社オフィスの増床に係る資金として140,000千円を充当する予定であります。

② 運転資金

自社プロダクトの修繕・機能改善に係る資金として384,987千円（平成30年3月期に56,829千円、平成31年3月期に328,158千円）、事業拡大に伴う人材の採用費として167,263千円（平成30年3月期に17,751千円、平成31年3月期に82,020千円、平成32年3月期に67,491千円）を充当する予定であります。

③ 借入金返済

借入金の返済資金として、平成31年3月期に99,999千円を充当する予定であります。

また、残額につきましては、将来における運転資金に充当する方針であります。が、具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	285,000	347,700,000	東京都中野区 廣瀬 寛 80,000株
				東京都品川区 吉村 卓也 80,000株
				東京都中央区築地1-13-1 築地松竹ビル 電通デジタル投資事業有限責任組合 75,000株
				東京都新宿区 工藤 智昭 50,000株
計(総売出株式)	—	285,000	347,700,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,220円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売価格 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 12月 8 日(金) 至 平成29年 12月13日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受額は、本募集における引受額と同一となります。

3. 引受人の引受額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（平成29年12月7日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	196,200	239,364,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 196,200株
計(総売出株式)	—	196,200	239,364,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,220円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 12月8日(金) 至 平成29年 12月13日(水)	100	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年12月7日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤智昭（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 196,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年1月16日（火）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年12月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年12月18日から平成30年1月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である工藤智昭、売出人である廣瀬寛及び吉村卓也は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社株主であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社、AT-I 投資事業有限責任組合、トランス・コスモス株式会社、NICE SATISFY LIMITED、Fenox Venture Company IX, L.P.、YJ1号投資事業組合、PT. Metra Digital Investama及びみずほ成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるジーニー従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（ジーニー従業員持株会、アンカー・アドバイザーズ TMT3号投資事業有限責任組合及びFenox Venture Company IX, L.P.）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	7,369,233	11,730,899
経常利益 (千円)	106,513	194,590
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	52,323	△14,754
包括利益 (千円)	32,715	△22,297
純資産額 (千円)	1,264,635	1,613,067
総資産額 (千円)	3,400,505	4,197,150
1株当たり純資産額 (円)	76.33	76.27
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	3.31	△0.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	37.2	38.4
自己資本利益率 (%)	4.1	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	240,389	331,813
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△472,335	△516,483
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	341,875	362,013
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,010,877	1,183,652
従業員数 (名)	125	200
(ほか、平均臨時雇用人員)	(15)	(33)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第7期の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

7. 第7期において、親会社株主に帰属する当期純利益が第6期と比較して67,078千円減少しております。これは主に、第7期において減損損失46,664千円及び投資有価証券評価損59,850千円を計上したことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	823,798	1,260,223	2,911,391	7,047,250	11,352,648
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△67,681	△3,502	186,481	108,471	328,789
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△69,737	△4,010	124,152	67,381	161,629
資本金 (千円)	143,532	181,132	592,393	592,393	766,769
発行済株式総数					
普通株式 (株)	719	766	15,000,000	15,000,000	15,000,000
A種株式	124	124	840,000	840,000	840,000
B種株式	—	—	—	—	307,000
純資産額 (千円)	213,332	284,521	1,231,196	1,264,747	1,797,250
総資産額 (千円)	408,084	587,478	2,002,087	3,361,858	4,318,696
1株当たり純資産額 (円)	100,674.27	175,345.84	74.06	76.34	87.91
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△95,288.66	△4,510.87	8.56	4.26	10.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.3	48.4	61.5	37.6	41.6
自己資本利益率 (%)	—	—	16.4	5.4	10.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	41	44	75	88	123
(ほか、平均臨時雇用人員)	(10)	(21)	(9)	(15)	(33)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、A種株主及びB種株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成29年9月4日付ですべてのA種株式及びB種株式を自己株式として取得し、対価として当該A種株主にA種株式1株につき普通株式1株、当該B種株主にB種株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種株式及びB種株式については、株主価値の向上を図るため平成29年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月5日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は16,147,000株となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期及び第4期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第5期、第6期及び第7期には、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、それぞれ記載しておりません。

4. 第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。なお、第3期及び第4期の経常損失及び当期純損失の主な要因は今後の事業拡大に向けて従業員を増加させたことによる人件費増加のためであります。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人数を外数で記載しております。

8. 当社は平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	7.87	13.58	74.06	76.34	87.91
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△6.91	△0.35	8.56	4.26	10.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、“日本発の世界的なテクノロジー企業をつくりたい”という想いのもと、平成22年4月に設立された会社です。当時、インターネット広告業界において「RTB」（注1）という新しい技術が登場し、ドラスティックな変化と成長の可能性が感じられた頃でした。こうした中、当社は、RTB技術を活用したインターネットメディアの広告収益最大化プラットフォーム「SSP」（注2）の開発・提供を始めました。

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	事項
平成22年4月	東京都港区西新橋に株式会社ジーニーを設立
平成23年2月	Google AdSenseリセラープログラム（注3）に参加し、Google AdSenseの提供を開始
平成23年4月	本社を東京都港区新橋に移転 「GenieeSSP」の提供を開始
平成24年3月	本社を東京都港区六本木に移転
平成24年8月	インターネット広告事業を運営する子会社としてGeniee International Pte., Ltd.（シンガポール）を設立
平成25年9月	インターネット広告事業を運営する子会社としてGeniee Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）を設立
平成26年3月	「GenieeDSP」の提供を開始
平成26年10月	ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）を割当先とする第三者割当増資を実施し、資本業務提携を開始
平成26年11月	トランス・コスモス株式会社との合弁会社Simba Digital Pte. Ltd.（シンガポール）を設立
平成27年1月	「GenieeDMP」の提供を開始
平成27年3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
平成27年8月	株式会社ユニコンから、スマートフォンにおけるプッシュ通知サービス「Fello」事業を、吸収分割により承継
平成27年9月	インターネット広告事業を運営する子会社としてPT. Geniee Technology Indonesia（インドネシア）を設立
平成27年10月	「GenieePMP」の提供を開始
平成28年7月	マーケティングオートメーション「MAJIN」の提供を開始
平成28年8月	現地企業との連携強化を目的として、中国・上海に上海及妮广告有限公司を、インドネシアにPT. Adstars Media Pariwaraを設立
平成29年8月	現地企業との連携強化を目的として、タイ（バンコク）に、Geniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd.を設立

（注）1. RTBとは、Real-Time Bidding（リアルタイムビidding）の略称で、インターネット広告の表示機会が発生するたびに広告枠の競争入札をオークション方式でリアルタイムに行い、最も単価の高い広告が配信されるよう決定する、インターネット広告の入札の仕組みのことを指します。

2. SSPとは、Supply-Side Platform（サプライサイドプラットフォーム）の略称で、RTB技術を用いて、インターネットメディア（Webサイト、アプリ等）の広告収益の最大化を支援するシステムのことを指します。

3. Webサイトの収益化に関するコンサルティングサービスを提供されている事業者や、Web制作会社など、多数のサイト運営者と関わりのある企業が、日本国内におけるGoogle AdSense（Google社が提供している広告配信サービス）の提案・販売活動を行うための支援プログラムです。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、Geniee International Pte., Ltd.（シンガポール）、Geniee Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）、PT. Geniee Technology Indonesia（インドネシア）、PT. Adstars Media Pariwara（インドネシア）、Geniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd.（タイ）の5か国計6社で構成されております。

当社グループは、「アドテクノロジーで世界を変える。」というミッション（理念）のもと、当社が独自開発したインターネットメディアの広告収益最大化プラットフォーム「GenieeSSP」を主軸にアドテクノロジー事業を展開しております。また、「GenieeSSP」が持つ大量の広告配信データと顧客基盤を活かし、広告主向けの「GenieeDSP」、 「GenieeDMP」といったアドソリューションのほか、マーケティングオートメーションツール「MAJIN」の提供を開始するなど、事業領域を拡大しております。さらに、平成24年（創業3年目）から海外事業展開に着手し、サービス提供地域の拡大を図っております。このように、当社グループは、事業領域（事業軸）とサービス提供地域（地域軸）の2軸を拡大することで、増収を続けてまいりました。

当社の事業セグメントは、アドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

<当社グループの特徴>

当社グループは、技術開発力と事業推進力の相乗効果により、売上高成長を実現してきました。

・技術開発力について

当社グループでは、テクノロジーの進化の速さや、国内外のメディア企業・広告主・広告代理店といった顧客企業の利用ニーズに対応すべく、各プロダクトの企画から開発、運用、提供、サポートまでを全て内製化しております。これにより、顧客企業様からいただくご要望や技術進化へタイムリーな対応が可能です。また、アドテクノロジー領域における最先端の技術開発力を強みに、独自開発した広告配信プラットフォームを自社ブランドとして直接顧客へ提供するだけでなく、国内外の企業様へOEM提供（Original Equipment Manufacturingの略で、他社ブランドのSSPやDSP等を開発提供すること）しております。

当社グループの広告配信プラットフォーム上では、1秒間に数十万件の入札（広告配信注文）があり、1日のデータ処理量は、平成29年10月末時点で約15テラバイトに上ります。このように、膨大なデータを超高速で処理するため、システム基盤をフルハンドメイドしております。また、ビッグデータやAI（人工知能）を活用することで、広告配信の精度向上や自動化の促進等に取り組んでおります。

さらに、アドテクノロジー関連の大学研究室と、オンライン広告配信やデータ解析等の先端技術について共同研究しております。また、コンピュータサイエンスの博士／修士課程出身がエンジニアの半数を占め、技術顧問を招き新技術の研究開発に取り組んでおります。

・事業推進力について

当社では、プロダクトを開発するエンジニア（作り手）と提供する営業・サポート担当（売り手）が約半数ずつ在籍し、連携して事業拡大を推進しております。平成29年3月末時点の単体の職種別従業員構成は、エンジニア：36%、事業開発・プロダクト企画：11%、営業：25%、カスタマーサポート：11%、管理：12%、海外・出向：5%となっております。

また、ソフトバンクグループ㈱をはじめ、国内外の通信キャリアや有力企業と資本業務提携し、OEM提供やデータ連携等を行っております。

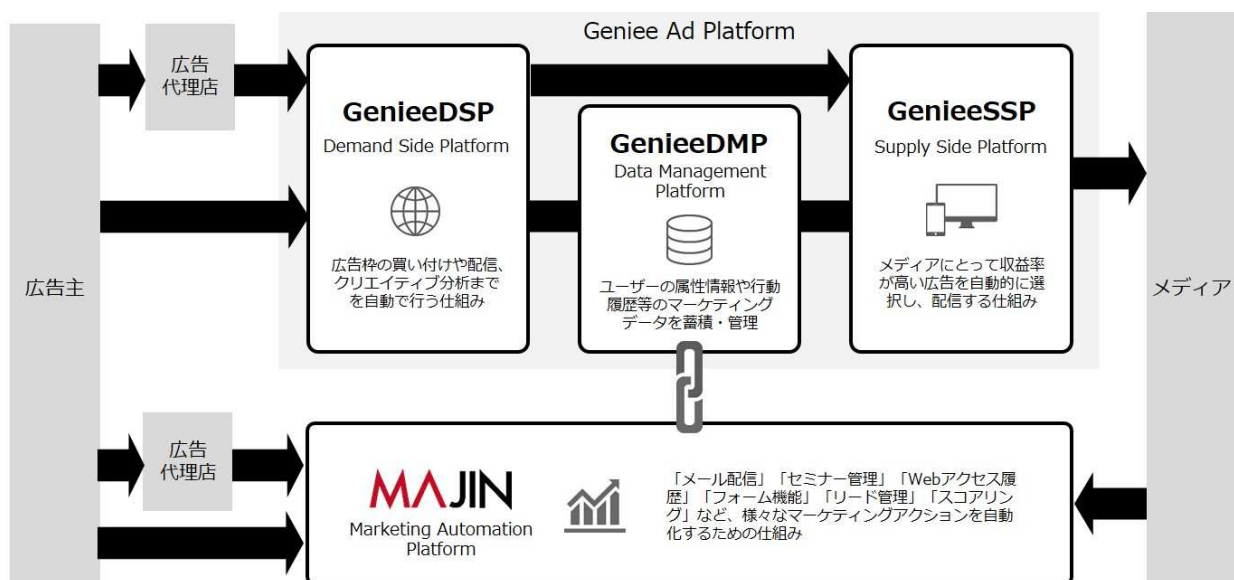
<当社グループの事業環境>

インターネットが日常生活に定着し、スマートフォンの普及や様々なモノがインターネットに繋がるIoT化が進む中、インターネット広告市場は拡大を続けております。

国内のインターネット広告市場の規模は、インフォード広告や動画広告の堅調な拡大に加え、検索連動型広告やアドネットワーク、DSP、SSPの利用の拡大を背景に、平成28年度で約1兆956億円（前年度比116.0%）と一層の拡大が見込まれております（矢野経済研究所「インターネット広告市場の実態と展望 2017年版」）。また、海外グループ会社に関連するアジア地域のインターネット広告市場も、モバイル端末の急速な普及により、現在インターネット広告へのシフトが進みつつあり、引き続き高い成長率が予想されております（デジタルインファクト「東南アジア主要6か国インターネット広告市場概況調査2017」）。

<主要サービスの概要>

当社グループは、「アド・プラットフォーム事業」と「マーケティングオートメーション事業」を展開しており、具体的な事業内容は下記のとおりであります。（図中の矢印はサービス提供の流れ（依頼、広告配信等）を示しております。）



(1) アド・プラットフォーム事業

① 「GenieeSSP」 (インターネットメディア事業者向けサービス)

「GenieeSSP」は、Supply-Side Platformと呼ばれる、インターネットメディア等の広告収益を最大化させるプラットフォームです。インターネットサイトやアプリ上の広告枠を閲覧するユーザー毎に、RTB技術によりオークション形式で選択された最適な広告を配信する仕組みです。配信される広告は、ユーザーの属性や行動履歴等のデータに基づいて選択された、最適で収益性の高い広告であり、ユーザーがサイトにアクセスしてから選択された広告が表示されるまで、平均0.1秒以下という速さで行われています。

「GenieeSSP」は、国内外のDSPやアドネットワーク等とシステム連携することで、広告取引（オークション）への参加者の獲得に努めており、産学連携によって研究開発された、独自の広告配信最適化アルゴリズムによって、より効果的な広告配信を実現しています。

② 「GenieeDSP」 (広告主・アドネットワーク事業者向けサービス)

「GenieeDSP」は、Demand Side Platformと呼ばれる、広告主の利益を最大化するための広告買い付けプラットフォームです。「GenieeDSP」は、「GenieeSSP」等に接続することで、広告主のニーズに合わせて選択された枠へ配信することができます。広告枠は、インターネットユーザーの過去の行動履歴や購入履歴、位置情報等のデータに基づいて選択された、広告主にとって有望な見込み顧客と想定されるユーザー群の枠となります。また、PMP (Private Market Place) (注1) 機能により、広告主が指定した媒体に対してのみ広告配信することもできます。

さらに、広告主のマーケティング戦略の立案から、キャンペーンの設計、多様化・複雑化する広告配信・運用・レポートニングをトータルでサポートするトレーディングデスクサービスも提供しております。

③ Googleプロダクト (インターネットメディア事業者向けサービス)

当社は、Googleに公式認定されたメディアソリューションパートナーとして、インターネットメディア向け広告配信サービス「Google AdSense」や「DoubleClick Ad Exchange」(注2)等の導入や運用、収益最適化をフルサポートしております。当社が独自開発した「GAURL (ガウル)」(注3)により、Google社の定める配信ポリシーに沿った安定的な広告配信・運用を行うことができます。

(2) マーケティングオートメーション事業

① 「GenieeDMP」 (インターネットメディア事業者向けサービス、広告主・アドネットワーク事業者向けサービス)

「GenieeDMP」は、Data Management Platformと呼ばれる、データを蓄積・分析・活用するためのプラットフォームです。広告主やインターネットメディア等の内部に蓄積された、顧客情報や売上・購買情報・自社WEBサイトへのアクセス履歴等のプライベートデータと、インターネット上に蓄積されるユーザーの興味・関心データ等のパブリックデータの2つを統合し、それらを分析・活用することができます。広告主は、ユーザーの状態を把握して、適切な広告を最適なタイミングで配信でき、インターネットメディア等はデータ収益化により新たな収入源を得ることが可能になります。

② マーケティングオートメーションプラットフォーム「MAJIN（マジン）」（インターネットメディア事業者向けサービス、広告主向けサービス）

「MAJIN」は、企業のマーケティング活動を自動化し、効率的に潜在顧客の集客や購買意欲等の向上、購買・契約等を行うためのプラットフォームです。「MAJIN」では、「GenieeDMP」と連携することでビッグデータを活用した高精度なユーザーターゲティングが可能で、メール配信やアプリプッシュ通知、LINEによるメッセージ配信・自動メッセージ対応等を通じた効果的なマーケティング活動を簡単に行うことができます。また、アトリビューション機能により、複数の広告効果を明確に分析・評価できることから、広告出稿の効率化を図ることもできます。

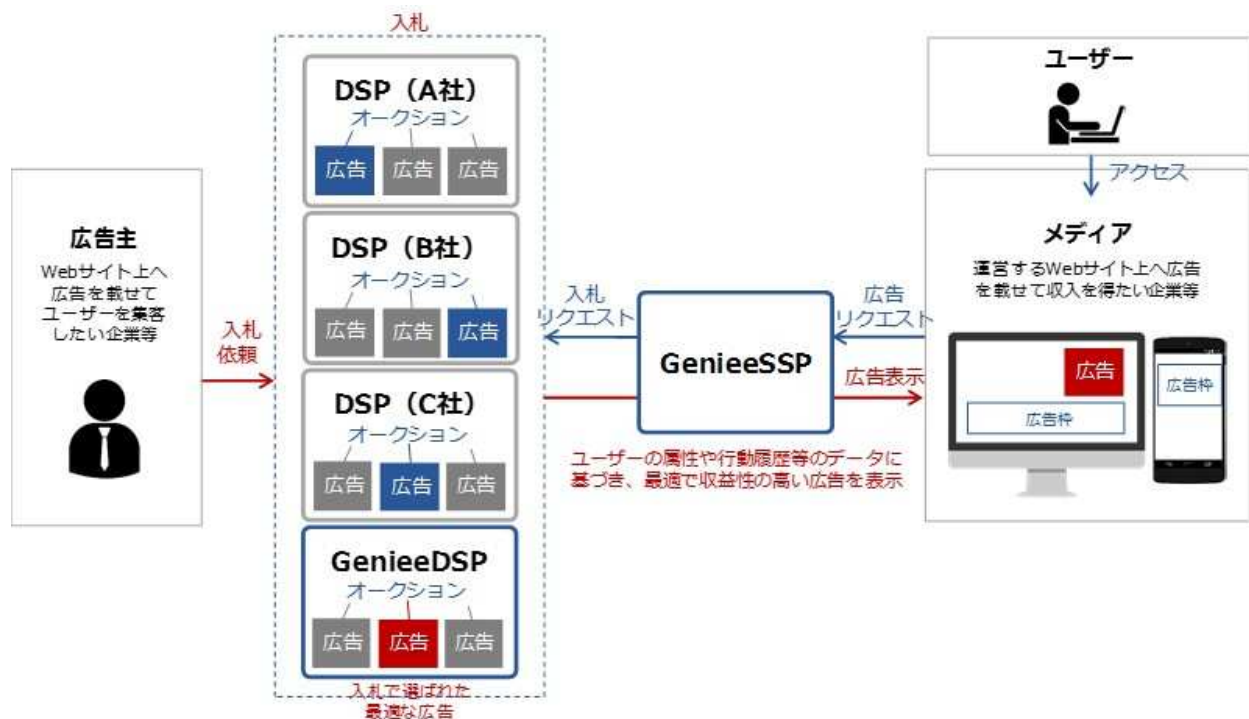
（注1）Private Market Placeの略。参加できるメディアと広告主が限定された広告取引市場のこと。

（注2）平成23年7月から日本国内で提供が開始された、Googleが運営する世界最大のアドエクスチェンジ。

（注3）サイトコンテンツ上のキーワードをURL単位で自動解析し、Google社の定めるポリシーに沿ってAdSenseを配信する独自開発技術。

<補足説明：RTBによるインターネット広告配信の仕組み>

当社グループは、Webサイトやスマートフォンアプリ上に、各々の閲覧者に合った広告を瞬時に選択し表示させる技術（アドテクノロジー）を使って、インターネットメディアや広告主の広告収益や効果を最大化させるシステム（プラットフォーム）を提供しております。



RTB（Real-Time Bidding）とは、広告の表示ごとにオークション方式で最も高単価な広告を配信する仕組みで、リアルタイムにインターネット広告枠を取引できる技術です。

広告主には「できるだけ安い広告費で、ターゲットユーザーを集客したい」というニーズが、インターネットメディア等には「自社の持つ広告枠にできるだけ高い広告を載せて収益を上げたい」というニーズがあります。こうした相反するニーズに対して、システム上で広告枠をオークション形式により売買させるのがRTBで、ユーザーの属性や行動履歴等のデータに基づき、広告1枠ごとに最適化した広告配信を行います。

RTBの技術を活用し、インターネットメディア等に対して、広告収益を最大化させるプラットフォームを提供しているのがSSP事業者です。インターネットメディア等はSSPを導入することで、自社の持つ広告枠へ自動的にオークション形式で広告の入札が行われるようになるため、高単価の広告案件が掲載されやすくなり、広告収益の最大化が期待できるようになります。

一方、広告主や広告代理店等、広告枠を買う側に対して取引プラットフォームを提供しているのがDSP事業者です。

SSP事業者とDSP事業者は互いに接続し合い、SSP事業者が提供する入札リクエスト（広告の配信対象者や掲載面、配信場所などの条件）に対して、複数のDSP事業者が応札し、最も高単価で応札したDSP事業者の広告が配信されることになります。

<用語集>

・アドテクノロジー

インターネット広告の配信や流通のための技術で、広告主やインターネットメディア、インターネットユーザー各々にメリットをもたらします。

広告主に対しては、より費用対効果の高い広告出稿を実現することで、収益増加や商品・サービスの認知度向上等に貢献します。インターネットメディアに対しては、自社メディアに合ったより高単価な広告を表示させることで、収益増加に貢献します。インターネットユーザーに対しては、高度なターゲティング技術により、各自の興味・関心に合った情報の取得に貢献します。

・アドネットワーク

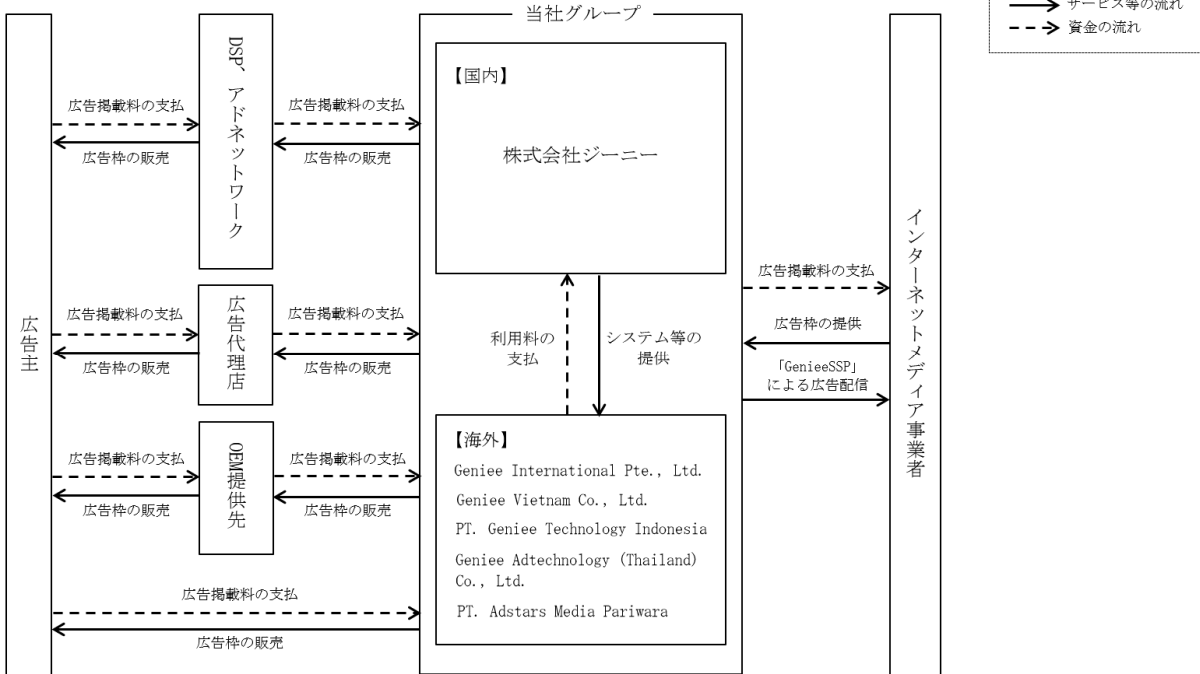
複数のインターネットメディア等の広告枠を集めて広告配信ネットワークを作り、広告の販売や配信を一元管理する仕組みです。広告主や広告代理店等は、そのネットワークに参加し自社のターゲット層に合ったカテゴリのメディアへ一度に大量出稿ができ、1つ1つのメディアへ広告出稿するよりも配信や管理の手間が削減できるメリットがあります。

・アドエクスチェンジ

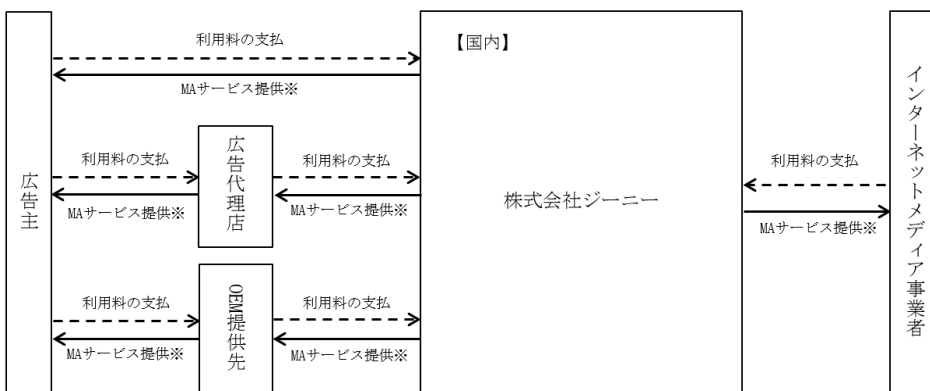
複数のインターネットメディア等やアドネットワークを横断し、広告枠をインプレッション（広告表示）ベースで売買する市場です。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりとなります。

<アド・プラットフォーム事業>



<マーケティングオートメーション事業>



※ MAサービス：マーケティングオートメーションサービスの略

＜売上計上の仕組み＞

「GenieeSSP」や「GenieeDSP」経由で広告が配信されると、広告表示回数等に応じて広告主から当社グループへ広告掲載料（＝当社グループの売上）が支払われます。広告代理店や他社DSP、アドネットワーク、OEM提供先を介して広告が配信される場合は、広告主からそれらを経由して広告掲載料をいただいております。

一方、当社グループからインターネットメディア事業者に対しては、広告配信回数等に応じて広告掲載料（＝当社グループの原価）を支払っております。

また、「GenieeDMP」や「MAJIN」では、基本的に月額でシステムやサービスの利用料（＝当社グループの売上）をいただいております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Geniee International Pte., Ltd.	シンガポール 共和国 Peck Seah Street	千米ドル 3,730	アドテクノロジー ー事業	100.0	営業取引 役員の兼務2名
Geniee Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会 主義共和国 ハノイ市	千ベトナムドン 3,671,600	アドテクノロジー ー事業	100.0 (100.0)	営業取引
PT. Geniee Technology Indonesia	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	千インドネシアルピー 3,440,750	アドテクノロジー ー事業	100.0 (99.0)	営業取引
上海及妮广告有限公司 (注) 4	中華人民共和 国 上海市	千米ドル 500	アドテクノロジー ー事業	100.0 (100.0)	営業取引
PT. Adstars Media Pariwara	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	千インドネシアルピー 2,600,000	アドテクノロジー ー事業	51.0 (51.0)	営業取引
(その他の関係会社) ソフトバンクグループ インターナショナル合 同会社	東京都港区	22	持株会社	被所有 34.8	—
ソフトバンクグループ 株式会社 (注) 1	東京都港区	238,772	国内通信事業、 ス プ リ ン ト 事 業、 ヤ フ ー 事 業、 流通事業、ARM事 業、その他	被所有 34.8 (34.8)	—

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有（又は被所有）割合欄の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

3. 平成29年8月21日付にて、Geniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd.を設立いたしました。

4. 第7期連結会計年度において連結子会社でありました上海及妮广告有限公司は、平成29年4月20日開催の当社取締役会において解散を決議し、清算手続き中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
アドテクノロジー事業	235 (28)
合計	235 (28)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員が最近1年間で40名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用、子会社の設立によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
149 (28)	29.6	2.1	5,863

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員が最近1年間で27名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府が推進する経済政策や日銀による金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に回復の兆しが見られるなど、一部で景気回復への兆しが見受けられましたが、一方で個人消費の落ち込みの長期化や中国をはじめとする新興国経済の減速や欧州経済の不安定化等の影響などもあり、依然として不透明な状況が続いております。

当社が関連するインターネット広告市場については、平成29年2月23日に株式会社電通が発表した「2016年 日本の広告費」によると、平成28年（1月～12月）における日本の総広告費は前年比101.9%の6兆2,880億円となり、平成24年から継続して成長しております。特に、インターネット広告については、前年比113.0%と他の媒体（マスコミ4媒体、スマートフォン/プロモーションメディア）と比べ、高い成長率を維持しております。

このような経済状況のもと、当社グループは「アドテクノロジーで世界を変える。」のミッション（理念）を掲げ、当社が得意とするRTB技術をベースとしたSSP（Supply-Side Platform）の企画・開発・提供を中心に事業拡大を進めるとともに、新規サービスの開発に向けた人員の拡充及びインフラ投資等を積極的に行い、競争力のさらなる強化に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、アド・プラットフォーム事業においては、売上高10,841,397千円となりました。4月にGoogle社より「Google Certified Publishing Partner」の公式認定を受けサービスラインナップを拡充したほか、8月にはトレンドズ株式会社とスマートフォンに特化したニュース配信サービス「mitayo.」を共同開発・提供開始、10月にはソフトバンク株式会社が提供する「SoftBank Ads Platform」上でSSPサービス等のOEM提供を開始するなど、事業連携や新規サービスの開発提供に取り組んでまいりました。また、7月には新規事業としてマーケティングオートメーションプラットフォーム「MAJIN（マジン）」を立ち上げ、事業領域の拡大を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,730,899千円（前年同期比59.2%増）、売上総利益は1,758,826千円（同52.5%増）、営業利益は257,610千円（同98.2%増）、経常利益は194,590千円（同82.7%増）、特別損失に減損損失46,664千円及び投資有価証券評価損59,850千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は14,754千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益52,323千円）となりました。

なお、当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社グループは「アドテクノロジーで世界を変える。」のミッション（理念）を掲げ、アドテクノロジー事業において事業拡大を進めるとともに、新規サービスの開発を積極的に行うことで、競争力のさらなる強化に努めてまいりました。

アド・プラットフォーム事業においては、売上高5,790,216千円となりました。当社の積極的な媒体開拓により新規媒体の獲得が進んだほか、当社のGenieeSSPのOEM提供先の取引量が増加傾向にありました。また、GenieeDSPにおいて、代理店営業を促進したことにより売上が増加いたしました。マーケティングオートメーション事業においては、売上高438,635千円となりました。企業のマーケティング活動を自動化し、効率的に潜在顧客の集客や購買意欲等の向上、購買・契約等を行うためのプラットフォーム「MAJIN」の積極的な機能向上を進めたことで、売上も堅調に推移いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高6,488,383千円、営業利益245,715千円、経常利益237,426千円、親会社株主に帰属する四半期純損失132,853千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末から172,774千円増加し、1,183,652千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、331,813千円の収入（前連結会計年度は240,389千円の収入）となりました。主な増加要因としては、税金等調整前当期純利益88,075千円の計上に加え、仕入債務の増加額209,607千円、非資金項目の減価償却費181,941千円、のれん償却額18,213千円、また、投資先の財政状態が悪化したため、貸倒引当金繰入額33,657千円、投資有価証券評価損59,850千円、減損損失46,664千円を計上した影響によるものであり

ます。一方、主な減少要因としては売上債権の増加額292,140千円及び法人税等の支払額38,385千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、516,483千円の支出（前連結会計年度は472,335千円の支出）となりました。これは、事業拡大及び維持のために行った海外のアドネットワーク関連企業への投資に係る投資有価証券の取得による支出162,415千円、有形固定資産の取得による支出28,061千円、無形固定資産の取得による支出225,537千円及び事業譲受による支出49,836千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、362,013千円の収入（前連結会計年度は341,875千円の収入）となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入348,752千円、短期借入れによる収入800,000千円及び長期借入れによる収入400,000千円があったこと等によります。一方、主な減少要因は、短期借入金の返済による支出1,100,000千円及び長期借入金の返済による支出82,264千円があったこと等によるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から1,489千円減少し、1,182,162千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは24,786千円の支出となりました。主な増加要因としては、売上債権の減少額112,229千円、非資金項目の投資有価証券評価損275,653千円などを計上した影響によるものです。一方、主な減少要因は、仕入債務の減少額416,657千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、223,665千円の支出となりました。これは、事業拡大及び維持のために行った投資有価証券の取得による支出111,139千円、無形固定資産の取得による支出63,709千円、短期貸付けによる支出34,963千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、239,040千円の収入となりました。主な増加要因は、短期借入れによる収入600,000千円及び長期借入れによる収入100,000千円があったことによるものです。一方、主な減少要因は、短期借入金の返済による支出400,000千円及び長期借入金の返済による支出46,666千円があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第7期当連結会計年度及び第8期第2四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、事業者向けサービス別に記載しております。

事業者向けサービス	第7期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第8期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
インターネットメディア 事業者向けサービス	10,718,724	164.8	5,525,356
広告主・アドネットワーク 事業者向けサービス	1,006,574	119.5	954,764
その他	5,600	25.1	8,262
合計	11,730,899	159.2	6,488,383

(注) 1. 事業部門間取引については、相殺消去しております。

2. インターネットメディア事業者向けサービスには事業の内容の「GenieeSSP」、「Googleプロダクト」、
広告主・アドネットワーク事業者向けサービスには「GenieeDSP」、「GenieeDMP」、「MAJIN (マジン)」が含まれます。

3. 最近2連結会計年度及び第8期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第7期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第8期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ヤフー株式会社	1,766,995	24.0	3,030,312	25.8	833,674	12.8
Google Inc.	1,043,601	14.2	1,592,416	13.6	1,115,649	17.2

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 上記のGoogle Inc.に対する売上高には、Google Asia Pacific Pte.Ltd.等の各社に対する売上高が含まれております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、設立以来「アドテクノロジーで世界を変える。」というミッション(理念)のもと、日本が誇る優れた技術力を背景に、独自開発したテクノロジーで、広告業界やユーザーの情報環境を変革していくことを目指しております。このミッション(理念)を実現していくために、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

(1) 技術革新及びインターネット業界の変化への対応

当社グループが事業を展開するインターネット広告業界は、第4次産業革命の中で大きな変化と可能性が想定されます。中でも、アドテクノロジーの進化のスピードは速い上、ビッグデータやAI（人工知能）の活用による広告配信の精度向上や自動化の促進、IoT（Internet of Thingsの略で、様々なモノがインターネットに接続されデータや情報をやりとりできる仕組みのこと）の進展やVRの利活用による広告バリエーションの増加といったドラスティックな変化が考えられます。こうした中で、当社グループは、国内外のアドテクノロジー業界の技術革新を牽引し、新たな市場の変化を捉えたプロダクトの開発・提供をいち早く行っていくことが、今後の事業規模拡大に必要な不可欠であると認識しております。

(2) 海外市場におけるシェア拡大及び新市場の開拓

当社グループは、平成24年から海外事業展開に着手し、現在、東南アジア（シンガポール・ベトナム・インドネシア・タイ）を中心に現地拠点を置き、現地の大手通信キャリアやアドネットワーク等、現地企業様向けにGenieeSSP等のサービスを提供しております。今後につきましては、インターネットの普及に伴い、引き続きインターネット広告市場の高い成長率が見込まれるアジア地域を中心に、既存拠点における顧客開拓や、事業規模及び各国市場のシェア拡大、未展開の市場開拓等に取り組み、グループ全体の事業規模拡大を図ってまいります。

(3) グローバル開発体制の強化

当社グループでは、国内外で提供しているプロダクトの企画や開発・運用等を全て内製化しております。このため、技術革新や各国のインターネット広告市場の変化を捉えた最先端のプロダクトを開発・提供することが、今後の事業規模拡大に必要な不可欠であると認識しております。今後につきましては、国内はもちろんのこと、ベトナムをはじめとする主要海外拠点においても各国の顧客ニーズを捉えた開発をスピーディーに行うべく、グローバル開発体制の強化を図り、アジアを代表するテクノロジー企業となることを目指してまいります。

(4) 優秀な人材の確保及びグローバル組織体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大と業界革新を実現していく上で、優秀な人材の確保やグローバル組織体制の強化が必要不可欠であると認識しております。このため、各事業フェーズに合わせ即戦力となる人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。また、グローバルで業界を牽引する人材の育成を重点課題と位置づけ、職種別・階層別研修の実施や、専門資格の取得支援、英語学習支援等、幅広い成長機会の創出・支援を行ってまいります。さらに、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力、情熱を持つ人材を積極的に登用し、適材適所を見極めながら事業状況に合わせた臨機応変な組織改編をスピーディーに行うことで、グローバルで強い組織体制を作ってまいります。

(5) ブランディングの強化

当社グループは、アドテクノロジー業界において一定の認知を得ているものの、中長期で更なる事業拡大を図り成長を加速していく上で、会社及びプロダクトのブランディングを強化していく必要があると考えております。今後は、国内はもちろんのこと、グローバルでのPR活動や費用対効果を見極めた広告宣伝等も行なってまいります。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

(7) システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、新規海外拠点の設立等を念頭に置いた、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります、また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示することとしております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、その発生の予防・回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社グループ株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) インターネット広告市場の動向及び競争環境について

当社グループが主たる事業を展開するインターネット広告業界は、市場規模が過去10年足らずで急速に拡大いたしました。インターネットに限らず、広告事業は一般的に景気動向の影響を受けやすい傾向があります。今後、景気の悪化、広告予算の減額、または市場規模が想定したほど拡大しなければ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、依然として激しい競争環境の中で、当社グループは競合優位性を確立し競争力を高めるべく様々な施策を講じております。しかしながら、必ずしもこのような施策が奏功し競合優位性の確立につながるとは限らず、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 季節変動について

当社グループのアドテクノロジー事業の売上は、広告主の広告予算により構成されるため、広告主による月ごとの予算配分に影響を受け、12月及び決算月（主に3月）に集中する傾向にあります。

このため、安定的に月次業績が推移する業種に比べ、売上及び利益の変動が起りやすいほか、繁忙期に業務が継続するような労働力を確保しておく必要があるため、変動が大きく下振れ幅が顕著な場合には当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

第7期連結会計年度の四半期会計期間の各業績は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第7期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			
	第1四半期連結 会計期間	第2四半期連結 会計期間	第3四半期連結 会計期間	第4四半期連結 会計期間
売上高	2,446,399	2,647,345	3,168,689	3,468,466
営業利益又は 営業損失(△)	28,411	△13,799	124,602	118,396

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の四半期連結会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは受けておりません。

(3) 技術革新への対応について

当社グループのサービスは、インターネット関連技術に基づき事業展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化の激しい業界となっております。また、広告を表示するデバイス面においては、スマートフォンやタブレットなどの端末の普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、係る知見やノウハウの獲得が困難な場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービス品質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保及び育成について

当社グループの成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成することは当社にとって重要な課題であると認識しております。したがって、優秀な人材の確保と育成については最大限の努力を払っておりますが、事業内容の急速な変化、事業規模の急拡大に伴う業務量の増加、及び人材マーケットの需給バランスやその他何らかの要因により、必要な人材の確保や育成ができなかった場合、若しくは重要な人材の流出や想定以上の退職者が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスクについて

当社グループの事業は、そのサービスを、サーバーを中心とするコンピュータシステムからインターネットを介して顧客に提供しております。これらのサービスにおいては、システムの増強やバックアップ体制の強化など安定稼働のために常に対策を講じておりますが、機器の不具合、自然災害、想定を超える急激なアクセス増、コンピュータウィルス等によりコンピュータシステムや通信ネットワークに障害が発生したり、不正なアクセスによりプログラム等の内容が改ざんされた場合、サービスの停止を余儀なくされる他、状況によっては顧客からの信用が低下したり損害賠償を請求されたりするなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定事業への依存について

当社グループの収益は、当事業年度時点において、創業期から経営資源を集中してきた主力事業である「GenieeSSP」に依存しております。現在、アドテクノロジー領域からマーケティングテクノロジー領域へ、「GenieeSSP」の持つ膨大な広告配信関連データや顧客基盤、これまで培ってきた広告運用ノウハウを活かし、「GenieeDSP」や「GenieeDMP」、マーケティングオートメーション「MAJIN」等へ事業領域の拡大を図ることで収益基盤の強化・拡大を図っております。今後につきましては、それら新事業の市場シェア拡大を図るとともに、新機能・新規サービスの開発にも取り組んでまいります。

しかしながら、事業環境の変化等により、当社グループの上記施策が想定通りに進まない場合や、取引先における配信ポリシーの変更又はシステム障害等により取引量等が減少した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) ソフトバンクグループとの取引について

本書提出日現在において、当社グループは、当社議決権を34.89%所有するソフトバンクグループインターナショナル合同会社を含むソフトバンクグループに属しており、ソフトバンクグループは当社グループのその他の関係会社に該当いたします。ソフトバンクグループは、「国内通信事業」「スプリント事業」「ヤフー事業」「流通事業」「ARM事業」「その他事業」を行っており、そのなかで当社グループは、「ヤフー事業」に持分法適用会社として属しておりますが、当社取締役会の承認事項に関して特別取り扱いを定めた契約等は締結しておらず、当社グループの取締役会の独立性は確保されております。また、当社の取締役5名のうち1名は、その豊富な経験に基づく経営体制の強化等を目的として、ソフトバンクグループから招聘したものであります。その者の氏名ならびに当社、ソフトバンクグループにおける主な役職は以下のとおりであります。

当社における役職	氏名	ソフトバンクグループにおける主な役職
取締役（非常勤）	藤平 大輔	ソフトバンク株式会社 法人事業統括 法人事業戦略本部 デジタルマーケティング事業統括部 統括部長、SBギフト株式会社 代表取締役、SBアド株式会社 取締役、株式会社ジェネレイト 代表取締役CEO

平成29年3月期における当社グループのソフトバンクグループ（注）との取引総額は、3,084,430千円（当社グループの売上に占める割合は26.3%）、費用に係る取引総額は227,474千円（当社グループの売上原価と販売費及び一般管理費に占める割合は2.0%）であります。ただし、ソフトバンクグループの事業方針等により取引条件の変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）「ソフトバンクグループ」は、ソフトバンクグループ株式会社とその子会社のヤフー株式会社及びソフトバンク株式会社を意味しております。

(8) 海外事業のリスクについて

当社グループは、シンガポール、ベトナム、インドネシア、タイ等に子会社を有しており、アジア地域でインターネット広告事業を展開しております。海外事業は、当社グループの将来の成長投資と位置づけており、今後

も適宜事業を展開してまいりますが、各国特有の商習慣や政府規制等に対応できない等により事業の推進が困難になった場合には、投資を回収できず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 投資に係るリスクについて

当社グループでは事業方針に則り、インターネット関連の企業に対して、主に投資先企業と当社グループとの事業上のシナジー効果等を期待して投資を実行しております。なお、当社グループは、投資先の財政状態の悪化により、第7期に、貸倒引当金繰入額33,657千円、投資有価証券評価損59,850千円及び減損損失46,664千円を計上、また、第8期第2四半期連結累計期間に、投資有価証券評価損275,653千円を計上するに至っております。これに対し、当社グループは、投資管理規程を制定し、投資意思決定及び投資先モニタリングに係る社内管理体制を整備・強化し、損失発生リスクの低減を図っております。しかしながら、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなることや減損会計適用による評価損が発生することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

当社グループでは、第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループのサービスにおいて、知的財産権侵害の可能性を完全に把握することは困難であります。何らかの事情により当社の保有する知的財産権について、侵害があった場合もしくは他社の知的財産権を侵害し、差止請求もしくは損害賠償請求を受けた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知法規制について

インターネットを規制する国内の法律として「個人情報の保護に関する法律」があります。当社グループは、SSP、DSP、DMP等のサービスのプラットフォームを通じて、Cookie（クッキー）技術を利用し、当社と提携するWebサイトを閲覧したユーザーの行動履歴（アクセスしたURL、コンテンツ、参照順等）等を取得することがあります。

現時点では当社グループの事業の阻害要因になっておりませんが、今後、インターネット広告に関するサービスを提供するうえで新たな法律の制定や既存の法律が改正されたり、自主規制が求められたりした場合には、サービスの提供が制約を受け、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの遵守及び定期的な内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 不適切な広告配信に対する監視体制の強化について

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社が配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視、また、成人向け広告の取り扱いに関する社内方針を定め、該当する広告取引の減少に努めております。しかしながら、万一、予期せぬ要因により、これらの対応に不備が生じた場合、顧客への損害補填が必要となる等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である工藤智昭は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、インターネット広告におけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 社歴が浅いことについて

当社は平成22年4月に設立された社歴の浅い会社であります。現在まで、収益について成長を継続しておりますが、インターネット広告業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社グループにおける経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。また、そのような中で過年度の財政状態及び経営成績からでは今後の業績を予測するには不十分な面があります。

(16) 自然災害等について

当社グループの事業活動に必要なサーバーについては、自然災害、事故等が発生した場合に備え、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めております。万一、当社本社の所在地である東京都において大地震や台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社が提供するサービスの継続に支障をきたす場合があります。また、損害を被った設備等の修復や被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 調達資金の使途について

当社が計画している公募増資による調達資金については、既存事業の拡大に係る人件費、その採用費、広告宣伝費及びサーバー関連費用に充当する予定であります。

しかしながら、当社グループが属する業界においては変化が著しく、環境変化に柔軟に対応するため、調達資金を現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。

(18) 配当政策について

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

(19) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。

これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、平成29年10月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は1,052,250株であり、発行済株式総数（自己株式を除く）16,124,000株の6.5%に相当しております。

5【経営上の重要な契約等】

業務提携契約等

当社グループは以下のとおり、業務提携契約等を締結しております。

契約先名	契約の名称	契約内容	契約締結日
ソフトバンクグループ株式会社	業務提携契約	1. ソフトバンクグループ株式会社に対する日本における当社システム及び当社サービスの使用及び第三者への再許諾/付与に関する非独占的許諾 2. ソフトバンク SSPにて取得したデータの双方での共有 3. ソフトバンクグループ株式会社の持つネットワークを活用した、ソフトバンク SSPの営業強化 4. 人材交流によるパートナーシップの醸成	平成26年10月9日 (以降1年毎自動更新)
	業務委託契約	ソフトバンクグループ株式会社が当社に対し、広告配信・掲載業務を委託し、当社が当該業務を実施する。	平成28年10月28日 (以降1年毎自動更新)
	販売代理店基本契約	ソフトバンクグループ株式会社の広告配信プラットフォームの非独占的使用権を、当社が、第三者に販売する。	平成28年11月15日 (以降1年毎自動更新)

6【研究開発活動】

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

第7期連結会計年度の研究開発活動は、広告主とインターネットユーザーとの関連度の分析、また、インターネットメディアのカテゴリー分類の研究であり、研究開発費は3,196千円であります。

研究開発体制について、専属で行う部署、人員は存在しておりませんが、R&D統括本部基盤技術開発部を中心に各部が臨機応変に協力して分析・研究活動を行っております。

なお、当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間の研究開発活動は、広告主とインターネットユーザーとの関連度の分析、また、インターネットメディアのカテゴリー分類の研究であり、研究開発費は3,383千円であります。

研究開発体制について、専属で行う部署、人員は存在しておりませんが、R&D統括本部基盤技術開発部を中心に各部が臨機応変に協力して分析・研究活動を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べ459,983千円増加し、3,026,684千円となりました。主な要因としましては、現金及び預金が172,774千円、売掛金が289,327千円増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ336,660千円増加し、1,170,466千円となりました。主な要因としましては、有形固定資産の増加77,980千円、無形固定資産の増加116,482千円、投資その他の資産の増加142,198千円などによるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ796,644千円増加し、4,197,150千円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べ112,088千円増加し、2,158,013千円となりました。主な要因としましては、買掛金の増加205,877千円、未払法人税等の増加82,696千円、1年内返済予定の長期借入金の増加70,296千円などによるものであります。一方、主要な減少要因は短期借入金の減少300,000千円などであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ336,124千円増加し、426,069千円となりました。主な要因としましては、長期借入金の増加247,440千円、リース債務の増加83,338千円などによるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ448,212千円増加し、2,584,082千円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ348,432千円増加し、1,613,067千円となりました。主な増加要因としましては、新株発行による増加348,752千円などによるものであります。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べ53,140千円減少し、2,973,543千円となりました。主な要因としましては、短期貸付金が32,289千円増加した一方、売掛金が111,019千円減少したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ96,117千円減少し、1,074,349千円となりました。主な要因としましては、事業投資に伴い有形固定資産が73,931千円増加した一方、投資有価証券評価損を計上したため投資その他の資産が161,582千円減少したことによるものです。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べ126,503千円減少し、2,031,509千円となりました。主な要因としましては、短期借入金が200,000千円、リース債務が23,052千円、賞与引当金が37,453千円増加した一方、買掛金が415,241千円減少したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ104,434千円増加し、530,504千円となりました。主な要因としましては、長期借入金の増加33,342千円、リース債務の増加70,930千円などによるものであります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ22,068千円減少し、2,562,013千円となりました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産は前連結会計年度末に比べ127,188千円減少し、1,485,878千円となりました。主な減少要因としましては、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により利益剰余金が132,853千円減少したことなどによるものです。

(3) 経営成績の分析

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

売上高は、11,730,899千円（前連結会計年度比59.2%増）となりました。主な要因は、インターネットメディアへの広告配信数増加によるものであります。

売上原価は、9,972,073千円（前連結会計年度比60.4%増）となりました。主な要因は、売上の増加に伴う仕入原価の増加、サーバ等のインフラ設備の増強及び自社プロダクトの機能強化に伴う減価償却費の増加によるものです。

販売費及び一般管理費は、1,501,215千円（前連結会計年度比46.7%増）となりました。主な要因は、従業員の増加に伴う人件費の増加、採用活動の推進に伴う採用費の増加及び自社プロダクトのメンテナンス等によるものです。

営業外収益は、655千円（前連結会計年度比32.5%減）となりました。主な要因は、受取手数料であります。

営業外費用は、63,676千円（前連結会計年度比160.8%増）となりました。主な要因は、為替差損及び貸倒引当金繰入額であります。

以上の結果、営業利益は257,610千円（前連結会計年度比98.2%増）、経常利益は194,590千円（同82.7%増）となりました。

特別損失に減損損失46,664千円及び投資有価証券評価損59,850千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は14,754千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益52,323千円）となりました。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

売上高は、6,488,383千円となりました。主な要因は、前連結会計年度と同様、インターネットメディアへの広告配信数増加が堅調に増加したため、インターネットメディア事業者向けサービスの売上高が増加したほか、アド・プラットフォーム事業におけるGenieeDSP及びマーケティングオートメーション事業におけるMAJINの利用増に伴う広告主向けの広告収益の増加によるものであります。

売上原価は、5,331,827千円となりました。主な要因は、売上の増加に伴う仕入原価の増加によるものです。

販売費及び一般管理費は、910,839千円となりました。主な要因は、事業の拡大に伴い、新入社員及び中途社員の入社に伴う人件費の増加により給与手当が286,979千円となったほか、主力事業であるGenieeSSPの利用者の拡大、GenieeDSPによる広告配信の増加、及びMAJINの利用増に伴う自社プロダクトの機能改修等により修繕費を116,853千円、またエンジニア業務委託の増員に伴い外注費を63,516千円計上したことによるものです。

営業外収益は、6,462千円となりました。主な要因は、積極的に非正規雇用の従業員を正規雇用化したことによるキャリアアップ助成金の収入によるほか、匿名組合投資利益を4,086千円計上したことによるものであります。

営業外費用は、14,751千円となりました。主な要因は、支払利息5,824千円及び為替差損7,317千円によるものであります。

なお、投資先について実質価額の回復可能性が見込まれないと判断したことにより、特別損失として投資有価証券評価損を275,653千円を計上するに至りました。

以上の結果、営業利益は245,715千円、経常利益は237,426千円となったものの、親会社株主に帰属する四半期純損失132,853千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループでは「最先端の広告テクノロジーで顧客の収益を最大化する」というビジョンを掲げ、設立以来、インターネット広告分野に注力し、積極的な事業拡大を行ってまいりました。

問題認識につきましては、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。なお、今後につきましては、自社サービスの利便性・多様性の更なる拡充、また、国内外での認知度向上のためのプロモーション活動、特に海外においては積極的なM&A等を進めながら、事業領域の拡大を積極的に図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は384,974千円であり、その主な内容は、有形固定資産の取得158,458千円、自社開発によるソフトウェア等に対する投資による無形固定資産の取得226,515千円によるものであります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は183,616千円であり、その主な内容は、有形固定資産の取得119,906千円、自社開発によるソフトウェア等に対する投資による無形固定資産の取得63,709千円によるものであります。なお、当第2四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはアドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	合計	
本社 (東京都新宿区)	アドテクノロジー 事業	本社事業所	76,514	61,201	139,702	277,417	123 (33)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記以外にソフトウェアがあり、帳簿価額は387,652千円であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の年間の平均人数を外数に記載しております。
 5. 本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は89,806千円であります。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	セグメントの 名称	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年 月		完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	自社開発 ソフトウェア	アドテクノロジー事業	283,755	—	増資資金、 自己株式処 分資金及び 自己資金	平成30年 1月	平成32年 3月	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	サーバー・通 信回線等	アドテクノロジー事業	244,011	—	増資資金、 自己株式処 分資金及び 自己資金	平成30年 1月	平成32年 3月	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	建物付属設備	アドテクノロジー事業	50,000	—	増資資金、 自己株式処 分資金及び 自己資金	平成30年 7月	平成30年 9月	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	差入保証金	アドテクノロジー事業	90,000	—	増資資金、 自己株式処 分資金及び 自己資金	平成30年 7月	平成30年 9月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

(注) 平成29年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の変更を行い、A種株式及びB種株式を廃止するとともに、平成29年8月17日開催の取締役会決議、平成29年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年9月5日付で単元株制度採用に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は普通株式64,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,147,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2
計	16,147,000	—	—

(注) 1. 平成29年9月4日付でA種株主及びB種株主の株式取得請求権の行使を受けたことに基づき、すべてのA種株式及びB種株式を自己株式として取得し、対価として当該A種株主にA種株式1株につき普通株式1株、当該B種株主にB種株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、平成29年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月5日付で取得したA種株式及びB種株式は消却しております。

2. 平成29年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年9月5日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権（平成24年9月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	12（注）6	10（注）6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180,000（注）1, 4, 6	150,000（注）1, 4, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70（注）2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成24年9月29日～ 平成34年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 70（注）4 資本組入額 35（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、15,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社の株式のいずれかが金融商品取引所へ上場された日から1年が経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%までしか行使をすることができない。ただし、左記の行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずるとき、行使可能な新株予約権の割合は次の各号の通りとする。

（ア）新株予約権割当契約により付与された新株予約権の個数が1個であり、かつ、平成25年3月29日に第1回新株予約権割当契約書（以下「第1回契約書」）を当社と締結していない場合：端数を切り上げた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

（イ）新株予約権割当契約により付与された新株予約権の個数が1個であり、かつ、第2回契約書を当社と締結しているが当該契約書に基づき付与された新株予約権の個数が1個以下の場合：端数を切り上げた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

（ウ）上記（ア）又は（イ）のいずれにも該当しない場合：端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 当社は平成26年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

② 第2回新株予約権（平成25年3月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	28（注）6	24（注）6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	420,000（注）1, 4, 6	360,000（注）1, 4, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	107（注）2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日～ 平成34年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 107（注）4 資本組入額 54（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、15,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社の株式のいずれかが金融商品取引所へ上場された日から1年が経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%までしか行使をすることができない。ただし、左記の行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずるとき、行使可能な新株予約権の割合は次の各号の通りとする。

（ア）新株予約権割当契約により付与された新株予約権の個数が1個であり、かつ、平成24年9月27日に第2回新株予約権割当契約書を当社と締結していない場合：端数を切り上げた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす

（イ）（ア）以外の場合：端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社は平成26年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込

金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

③ 第3回新株予約権（平成26年3月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	17（注）6	16（注）6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	255,000（注）1, 4, 6	240,000（注） 1, 4, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	107（注）2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月30日～ 平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 107（注）4 資本組入額 54（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、15,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 (ア)発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 (イ)発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社は平成26年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

④ 第4回新株予約権（平成26年10月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	45,000（注）1, 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	331（注）2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月17日～ 平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 331（注）4 資本組入額 166（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、15,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 (ア)発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 (イ)発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社は平成26年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 第5回新株予約権（平成27年12月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	165,500（注）5	121,000（注）5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165,500（注）1,5	121,000（注）1,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月17日～ 平成37年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 900 資本組入額 450	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 (ア)発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 (イ)発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

⑥ 第6回新株予約権（平成28年7月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	4,500（注）5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,500（注）1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,136（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月22日～ 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,136 資本組入額 568	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 (ア)発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 (イ)発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

⑦ 第7回新株予約権（平成29年1月18日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	58,500（注）5	52,500（注）5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	58,500（注）1,5	52,500（注）1,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,136（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年1月20日～ 平成38年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,136 資本組入額 568	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 (ア)発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 (イ)発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

⑧ 第8回新株予約権（平成29年1月18日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	60,000	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60,000（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,136（注）2	—
新株予約権の行使期間	平成29年1月20日から 無期限	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,136 資本組入額 568	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- ② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 - （ア）2018年3月7日から2019年3月6日までは、割り当てられた新株予約権数の50%
 - （イ）2019年3月7日から2020年3月6日までは、割り当てられた新株予約権数の75%
 - （ウ）2020年3月7日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 第9回新株予約権（平成29年7月14日普通種類株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	50,750（注）8
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	50,750（注）1,8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	（注）2,5
新株予約権の行使期間	—	平成29年7月15日～ 平成39年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格（注）3,4 資本組入額（注）3,4
新株予約権の行使の条件	—	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）7

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、甲は合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。

② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意

味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

(ア)発行日(割当日)後から3年を経過した日から発行日(割当日)後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで

(イ)発行日(割当日)後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%

- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

⑩ 第10回新株予約権（平成29年9月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	28,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	28,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	（注）2, 5
新株予約権の行使期間	—	平成29年9月7日～ 平成39年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格（注）3, 4 資本組入額（注）3, 4
新株予約権の行使の条件	—	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡、質入その他一切の処 分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）7

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、甲は合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。

② 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意

味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

(ア)発行日(割当日)後から3年を経過した日から発行日(割当日)後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで

(イ)発行日(割当日)後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%

- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年4月8日 (注) 1	普通株式 47	普通株式 766 A種株式 124	37,600	181,132	37,600	175,732
平成26年9月24日 (注) 2	普通株式 48	普通株式 814 A種株式 124	—	181,132	—	175,732
平成26年10月14日 (注) 2	普通株式 20	普通株式 834 A種株式 124	—	181,132	—	175,732
平成26年10月14日 (注) 3	普通株式 166	普通株式 1,000 A種株式 124	411,261	592,393	411,261	586,993
平成26年12月26日 (注) 4	普通株式 14,999,000 A種株式 1,859,876	普通株式 15,000,000 A種株式 1,860,000	—	592,393	—	586,993
平成27年2月16日 (注) 5	A種株式 △1,020,000	普通株式 15,000,000 A種株式 840,000	—	592,393	—	586,993
平成28年7月15日 (注) 6	B種株式 307,000	普通株式 15,000,000 A種株式 840,000 B種株式 307,000	174,376	766,769	174,376	761,369
平成29年9月4日 (注) 7	普通株式 1,147,000	普通株式 16,147,000 A種株式 840,000 B種株式 307,000	—	766,769	—	761,369
平成29年9月5日 (注) 8	A種株式 △840,000 B種株式 △307,000	普通株式 16,147,000	—	766,769	—	761,369

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格1,600,000円 資本組入額800,000円

割当先 トランス・コスモス株式会社

2. 平成26年9月24日及び平成26年10月14日に、A種株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付いたしました。

3. 有償第三者割当

発行価格4,954,954円 資本組入額2,477,477円

割当先 SB Pan Pacific Corporation

4. 平成26年12月2日開催の臨時株主総会決議により、平成26年12月26日付で当社普通株式及びA種株式1株を15,000株に分割しております。

5. A種株式の減少1,020,000株は、自己株式の消却によるものであります。

6. 有償第三者割当

発行価格1,136円 資本組入額568円

割当先 Fenox Venture Company IX, L.P.、アンカー・アドバイザーズ TMT3号投資事業有限責任組合

7. 平成29年9月4日に、A種株主及びB種株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種株式840,000株及びB種株式307,000株を自己株式として取得し、対価として同数の普通株式を交付いたしました。

8. 平成29年8月17日開催の取締役会の決議により、平成29年9月5日付でA種株式840,000株及びB種株式307,000株の消却を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	3	—	10	15	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	61,200	7,530	—	92,740	161,470	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	37.9	4.7	—	57.4	100.0	—

（注） 自己株式23,000株は、「個人その他」に記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 23,000	—	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,124,000	161,240	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,147,000	—	—
総株主の議決権	—	161,240	—

②【自己株式等】

平成29年10月31日現在

区分	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ジーニー	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル25階	23,000	—	23,000	0.14
計	—	23,000	—	23,000	0.14

（7）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次の通りであります。

第1回新株予約権（平成24年9月27日取締役会決議）

決議年月日	平成24年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 14 業務委託者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は当社従業員5名となっております。

第2回新株予約権（平成25年3月27日取締役会決議）

決議年月日	平成25年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員8名の合計10名となっております。

第3回新株予約権（平成26年3月28日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。

第4回新株予約権（平成26年10月15日取締役会決議）

決議年月日	平成26年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（平成27年12月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 65 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失及び従業員の当社取締役就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員38名、子会社従業員1名の合計40名となっております。

第6回新株予約権（平成28年7月20日取締役会決議）

決議年月日	平成28年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失及び従業員の子会社監査役就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、子会社監査役1名、当社従業員1名の合計2名となっております。

第7回新株予約権（平成29年1月18日取締役会決議）

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 3 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、子会社取締役3名、当社従業員7名の合計10名となっております。

第9回新株予約権（平成29年7月14日普通種類株主総会決議）

決議年月日	平成29年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 2 子会社監査役 1 当社従業員 20 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、子会社取締役2名、子会社監査役1名、当社従業員19名、子会社従業員1名の合計23名となっております。

第10回新株予約権（平成29年9月5日取締役会決議）

決議年月日	平成29年9月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する、A種株式、B種株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式 （取得日 平成29年9月4日）	A種株式 840,000 B種株式 307,000	—

（注）当社は平成29年9月4日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、すべてのA種株式及びB種株式を自己株式として取得し、対価としてA種株式及びB種株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種株式及びB種株式について、平成29年8月17日開催の取締役会決議により、平成29年9月5日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	普通株式	10,000	11,360	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種株式	—	—	840,000 (注) 1	—
	B種株式	—	—	307,000 (注) 2	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—	—
保有自己株式数	普通株式	23,000	—	23,000	—

- (注) 1. 平成29年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月5日付で当該A種株式をすべて消却しております。
2. 平成29年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月5日付で当該B種株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。

株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開と事業展開のために必要な優秀な人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	工藤 智昭	昭和56年9月9日	平成18年4月	(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社	(注)3	6,590,000
				平成22年4月	当社設立 代表取締役社長就任(現任)		
				平成24年8月	Geniee International Pte., Ltd. President & CEO 就任(現任)		
				平成25年9月	Geniee Vietnam Co., Ltd. Chairman 就任		
				平成26年11月	Simba Digital Pte. Ltd. Director 就任(現任)		
				平成29年5月	Geniee Vietnam Co., Ltd. Chairman 就任(現任)		
					PT. Geniee Technology Indonesia Commisioner就任(現任)		
					PT. Adstars Media Pariwara Commisioner就任(現任)		
				平成29年8月	Geniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd. Director 就任(現任)		
取締役	アド・プラットフォーム事業本部長	廣瀬 寛	昭和60年5月11日	平成21年4月	(株)リクルートメディアコミュニケーションズ 入社、(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)出向	(注)3	735,000
				平成23年4月	当社 入社		
				平成23年10月	当社 取締役就任(現任)		
				平成28年3月	Geniee International Pte., Ltd. Director 就任(現任)		
取締役	管理部長	遠藤 雅宏	昭和53年4月13日	平成13年4月	日本グローバル証券(株) 入社	(注)3	—
				平成18年1月	(株)ライブドア 入社		
				平成19年10月	GMOインターネット証券(株)(現 GMOクリック証券(株)) 入社		
				平成23年11月	GMOクリック・インベストメント(株)(現 FJリゾートマネジメント(株)) 取締役就任		
				平成24年8月	GMOクリック証券(株) 取締役就任		
				平成26年7月	(株)MediBang入社		
				平成27年6月	当社 入社		
				平成28年1月	当社 取締役就任(現任)		
取締役	—	那珂 通雅	昭和39年8月14日	平成元年4月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社(現シティグループ証券(株)) 入社	(注)3	—
				平成16年4月	日興シティグループ証券(株)(現シティグループ証券(株)) 常務執行役員 債券本部共同本部長		
				平成20年6月	同社 常務執行役員 市場営業本部長		
				平成21年10月	シティグループ証券(株) 取締役		
				平成21年12月	同社 取締役副社長		
				平成22年12月	ストームハーバー証券(株) 代表取締役社長		
				平成26年7月	あすかアセットマネジメント(株) 取締役		
					(株)eWeLL 取締役(現任)		
				平成26年9月	(株)アイスタイル 取締役(現任)		
				平成26年10月	ストームハーバー証券(株) 取締役会長		
				平成26年11月	当社 取締役就任(現任)		
				平成28年7月	ボードウォーク・キャピタル(株) 代表取締役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	藤平 大輔	昭和46年8月5日	平成8年6月 平成11年5月 平成16年9月 平成20年4月 平成26年2月 平成26年5月 平成26年6月 平成27年4月 平成28年6月 平成29年4月	日本電信電話㈱入社 ソニー㈱入社 ソフトバンクBB株(株) (現 ソフトバンク(株)) 入社 ソフトバンクギフト(株) (現 SBギフト(株)) 取締役COO 就任 SBギフト(株) 代表取締役 就任 (現任) ソフトバンクテレコム(株) (現 ソフトバンク(株)) 新規事業営業本部 デジタルマーケティング事業統括 統括部長 就任 ㈱ジェネレイト 代表取締役CEO 就任 (現任) 汐留エージェンシー(株) (現 SBアド(株)) 取締役 就任 (現任) ㈱マイクロアド 取締役 就任 (現任) ソフトバンク(株) 法人事業統括 法人事業戦略本部 デジタルマーケティング事業統括部 統括部長 (現任) 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	鳥谷 克幸	昭和31年4月12日	昭和55年4月 平成2年8月 平成15年2月 平成29年4月 平成29年6月	セイコーエプソン(株) 入社 (株)三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 入社 ヤフー(株) 入社 同社 内部監査室長 同社 内部監査室本部 リードオーディター 当社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	—
常勤監査役	—	青木 理恵	昭和45年10月9日	平成7年10月 平成12年7月 平成16年4月 平成22年6月 平成25年11月 平成27年6月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 大和証券SBCapital・マーケット(株)(現 大和証券(株))入社 青木公認会計士事務所開設(現在に至る) (株)ドリコム 社外監査役 当社 常勤監査役就任(現任) (株)ドリコム 取締役 監査等委員(現任)	(注)4	—
監査役	—	後藤 文明	昭和28年4月26日	平成10年2月 平成13年6月 平成14年6月 平成19年6月 平成21年1月 平成24年9月 平成25年10月 平成28年3月	アライドテレシス(株) 入社 (株)GDH 常勤監査役就任 同社 取締役CFO就任 (株)ゴンゾロッソ 取締役就任 同社 代表取締役CEO就任 当社 監査役就任(現任) (株)イトラスト 取締役管理本部長就任 (株)モンスター・ラボ 取締役副社長兼CFOコーポレート本部長就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	吉澤 尚	昭和50年5月16日	平成14年10月 平成21年11月 平成25年6月 平成27年3月	弁護士登録 あさひ狛法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 漆間吉澤総合法律事務所(現 弁護士法人漆間総合法律事務所)設立、副所長(現任) (株)エスクリ 監査役就任(現任) 当社 監査役就任(現任) (株)リブセンス 監査役(現任)	(注)4	—
監査役	—	轟 幸夫	昭和33年5月5日	昭和56年4月 平成10年11月 平成11年4月 平成11年6月 平成25年12月 平成29年6月	(株)日本長期信用銀行 入社 ソフトバンク(株) 入社 ソフトバンク・ファイナンス(株) 入社 ヤフー(株) 監査役就任 (株)SBI証券 常務取締役就任 当社 監査役就任(現任)	(注)4	—
計							7,325,000

- (注) 1. 取締役那珂通雅、藤平大輔は、社外取締役であります。
2. 監査役鳥谷克幸、青木理恵、後藤文明、吉澤尚、轟幸夫は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年9月5日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年9月5日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定を迅速化する目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、マーケティングオートメーション事業本部長 吉村卓也、R&D本部長 大塚雅史で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

② 企業統治体制の状況

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。併せて内部監査人により内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

i) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役5名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

ii) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は本書提出日現在、監査役5名で構成され、全員が社外監査役であり、うち2名が常勤監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

iii) 経営会議

当社では、取締役、常勤監査役、執行役員並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加する経営会議を設置し、原則として週に1度開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関であり、会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、経営課題の認識の統一を図る機関として機能しております。

iv) コンプライアンス委員会

当社では、役職員のコンプライアンスの徹底、すなわち、法令、定款、社内規程及び社会ルールの遵守を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、管理部を主管部としており、原則として3ヶ月に一度開催され、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

The diagram illustrates the internal control system of the company, showing the hierarchy and relationships between various bodies and individuals.

Top Level: 株主総会 (Shareholders' Meeting)

Second Level:

- 取締役会 (Board of Directors) (取締役 5名 (うち社外取締役 2名))
- 監査役会 (Board of Auditors) (監査役 5名 (うち社外監査役 5名))

Third Level:

- コンプライアンス委員会 (Compliance Committee)
- 経営会議 (Management Meeting)
- 代表取締役社長 (Representative Director and President)
- 内部監査責任者 (Internal Audit Responsible Person)

Fourth Level:

- 執行役員 (Executive Officers)
- 内部監査 (Internal Audit)

Fifth Level:

- 各部門、子会社 (Departments and Subsidiaries)
- 会計監査人 (Accounting Auditor)

Relationships and Flows:

- 株主総会** selects and dismisses the **取締役会** and the **監査役会**.
- The **取締役会** reports to the **株主総会** and oversees the **代表取締役社長**.
- The **監査役会** reports to the **株主総会** and oversees the **内部監査責任者**.
- The **代表取締役社長** reports to the **取締役会** and oversees the **経営会議**, **執行役員**, and **内部監査**.
- The **内部監査責任者** reports to the **代表取締役社長** and oversees the **内部監査**.
- The **コンプライアンス委員会** reports to the **取締役会** and provides guidance to the **代表取締役社長**.
- The **経営会議** reports to the **代表取締役社長** and provides guidance to the **執行役員**.
- The **執行役員** reports to the **代表取締役社長** and provides guidance to the **各部門、子会社**.
- The **内部監査** reports to the **内部監査責任者** and provides guidance to the **各部門、子会社**.
- The **会計監査人** reports to the **株主総会** and provides guidance to the **各部門、子会社**.

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者が内部監査担当者の分担を定め、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

- iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 67 -

- (2) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定することとしております。iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催することとしております。
- (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
- (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

vi) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとしております。
- (2) 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とすることとしております。

vii) 役職員が監査役に報告するための体制

- (1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告することとしております。
- (2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。

viii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行うこととしております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うこととしております。
- (2) 監査役は、定期的に会計監査人と意見交換を行うこととしております。
- (3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができることとしております。
- (4) 監査役は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長が内部監査責任者及び内部監査担当者として任命した管理部所属の当社の業務及び制度に精通した従業員が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役社長が別部署又は外部から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査責任者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、監査役5名（うち社外監査役5名）により構成され、うち2名の常勤監査役を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、リスク管理規程に基づきリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は、取りまとめたリスクを経営会議若しくは取締役会に報告する体制を構築することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

⑥ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、以下のとおりであります。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i) 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。

- ii) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社取締役会への付議等を行う。
- iii) 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社全体としての情報の共有化を図る。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ニ. 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
- ホ. その他の当社における業務の適正を確保するための体制
 - i) 当社は、関連会社管理規程に従って、当社における業務の適正を確保し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築する。
 - ii) 当社の内部監査部門は、当社における内部監査を統括し、当社の内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
 - iii) 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社における業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役並びに社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

⑧ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外取締役2名、社外監査役5名をそれぞれ選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役社長その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑨ 役員報酬の内容

(1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	39,048	39,048	—	—	—	3
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	2
社外監査役	9,000	9,000	—	—	—	3

(2) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 使用人兼役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員に対する報酬等の額は、平成24年6月28日開催の第2回定時株主総会の決議により60,000千円（使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。）となっております。

監査役の報酬限度額は、平成24年9月27日開催の臨時株主総会の決議により20,000千円となっております。

決議いただいた報酬限度額の範囲内で、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

⑩ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。なお、吉村孝郎及び森田健司は監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 吉村 孝郎
指定有限責任社員・業務執行社員 森田 健司
- ・監査業務における補助者の構成
公認会計士 3名
その他 16名

⑪ 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない旨定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑭ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためです。

⑮ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,000	3,000	20,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	14,000	3,000	20,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開準備に関する業務等に対する対価であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるように、財務会計基準機構への加入や監査法人等が主催する研修会への参加を検討し、体制整備に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,010,877	1,183,652
売掛金	1,482,886	1,772,213
繰延税金資産	13,180	18,045
その他	60,061	55,739
貸倒引当金	△305	△2,965
流動資産合計	2,566,700	3,026,684
固定資産		
有形固定資産		
建物	86,273	98,083
減価償却累計額	△11,513	△21,568
建物（純額）	74,760	76,514
工具、器具及び備品	142,427	158,540
減価償却累計額	△52,861	△90,603
工具、器具及び備品（純額）	89,566	67,936
リース資産	57,443	181,943
減価償却累計額	△15,597	△42,241
リース資産（純額）	41,846	139,702
有形固定資産合計	206,173	284,153
無形固定資産		
のれん	44,196	38,951
ソフトウェア	276,034	387,835
ソフトウェア仮勘定	29,990	39,916
無形固定資産合計	350,221	466,703
投資その他の資産		
投資有価証券	170,221	283,759
繰延税金資産	16,813	5,900
その他	90,376	167,797
貸倒引当金	—	△37,847
投資その他の資産合計	277,410	419,609
固定資産合計	833,805	1,170,466
資産合計	3,400,505	4,197,150

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,435,152	1,641,029
短期借入金	400,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	9,708	80,004
リース債務	12,069	38,440
未払法人税等	22,759	105,455
賞与引当金	16,683	25,785
その他	149,552	167,297
流動負債合計	2,045,925	2,158,013
固定負債		
長期借入金	19,220	266,660
リース債務	35,032	118,370
資産除去債務	35,692	41,038
固定負債合計	89,944	426,069
負債合計	2,135,870	2,584,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	592,393	766,769
資本剰余金	586,993	763,729
利益剰余金	111,039	96,284
自己株式	△29,700	△20,700
株主資本合計	1,260,725	1,606,083
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4,130	6,631
為替換算調整勘定	8,039	352
その他の包括利益累計額合計	3,909	6,984
非支配株主持分	—	—
純資産合計	1,264,635	1,613,067
負債純資産合計	3,400,505	4,197,150

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,182,162
売掛金	1,661,194
その他	134,318
貸倒引当金	△4,132
流動資産合計	2,973,543
固定資産	
有形固定資産	358,084
無形固定資産	
のれん	33,186
ソフトウェア	397,282
ソフトウェア仮勘定	27,768
無形固定資産合計	458,236
投資その他の資産	
投資有価証券	114,754
その他	181,302
貸倒引当金	△38,029
投資その他の資産合計	258,027
固定資産合計	1,074,349
資産合計	4,047,892
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,225,788
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	99,996
未払法人税等	115,185
賞与引当金	63,239
その他	227,300
流動負債合計	2,031,509
固定負債	
長期借入金	300,002
資産除去債務	41,200
その他	189,301
固定負債合計	530,504
負債合計	2,562,013

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	766,769
資本剰余金	763,729
利益剰余金	△36,568
自己株式	△20,700
株主資本合計	1,473,229
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	220
為替換算調整勘定	7,918
その他の包括利益累計額合計	8,139
非支配株主持分	4,509
純資産合計	1,485,878
負債純資産合計	4,047,892

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	7,369,233	11,730,899
売上原価	6,215,660	9,972,073
売上総利益	1,153,573	1,758,826
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,023,612	※1,※2 1,501,215
営業利益	129,960	257,610
営業外収益		
受取利息	133	38
受取手数料	705	401
還付消費税等	—	112
その他	132	103
営業外収益合計	971	655
営業外費用		
支払利息	4,880	8,282
為替差損	18,435	16,305
貸倒引当金繰入額	—	33,657
その他	1,102	5,431
営業外費用合計	24,418	63,676
経常利益	106,513	194,590
特別損失		
減損損失	—	※3 46,664
投資有価証券評価損	12,296	59,850
特別損失合計	12,296	106,515
税金等調整前当期純利益	94,216	88,075
法人税、住民税及び事業税	41,242	110,327
法人税等調整額	650	3,120
法人税等合計	41,893	113,447
当期純利益又は当期純損失(△)	52,323	△25,372
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	△10,617
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	52,323	△14,754

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	52,323	△25,372
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,130	10,761
為替換算調整勘定	△15,478	△7,686
その他の包括利益合計	※ △19,608	※ 3,074
包括利益	32,715	△22,297
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	32,715	△11,679
非支配株主に係る包括利益	—	△10,617

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	6,488,383
売上原価	5,331,827
売上総利益	1,156,555
販売費及び一般管理費	※ 910,839
営業利益	245,715
営業外収益	
受取利息	726
助成金収入	1,500
匿名組合投資利益	4,086
その他	149
営業外収益合計	6,462
営業外費用	
支払利息	5,824
為替差損	7,317
その他	1,610
営業外費用合計	14,751
経常利益	237,426
特別損失	
投資有価証券評価損	275,653
特別損失合計	275,653
税金等調整前四半期純損失(△)	△38,227
法人税、住民税及び事業税	101,308
法人税等調整額	△5,938
法人税等合計	95,369
四半期純損失(△)	△133,597
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△743
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△132,853

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純損失(△)	△133,597
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△6,410
為替換算調整勘定	7,566
その他の包括利益合計	1,155
四半期包括利益	△132,442
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△131,698
非支配株主に係る四半期包括利益	△743

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	592,393	586,993	58,716	—	1,238,102	—	23,517	23,517	1,261,619
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			52,323		52,323				52,323
自己株式の取得				△36,000	△36,000				△36,000
自己株式の処分				6,300	6,300				6,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△4,130	△15,478	△19,608	△19,608
当期変動額合計	—	—	52,323	△29,700	22,623	△4,130	△15,478	△19,608	3,015
当期末残高	592,393	586,993	111,039	△29,700	1,260,725	△4,130	8,039	3,909	1,264,635

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	592,393	586,993	111,039	△29,700	1,260,725	△4,130	8,039	3,909	—	1,264,635
当期変動額										
新株の発行	174,376	174,376			348,752					348,752
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△14,754		△14,754					△14,754
自己株式の処分		2,360		9,000	11,360					11,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						10,761	△7,686	3,074	—	3,074
当期変動額合計	174,376	176,736	△14,754	9,000	345,357	10,761	△7,686	3,074	—	348,432
当期末残高	766,769	763,729	96,284	△20,700	1,606,083	6,631	352	6,984	—	1,613,067

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	94,216	88,075
減価償却費	112,003	181,941
貸倒引当金繰入額	—	33,657
のれん償却額	6,799	18,213
減損損失	—	46,664
投資有価証券評価損益 (△は益)	12,296	59,850
為替差損益 (△は益)	4,121	△421
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	119	6,610
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,228	9,102
受取利息	△133	△38
支払利息	4,880	8,282
売上債権の増減額 (△は増加)	△901,573	△292,140
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,023,286	209,607
その他	△37,645	8,758
小計	323,599	378,164
利息及び配当金の受取額	134	39
利息の支払額	△4,664	△8,003
法人税等の支払額	△78,679	△38,385
営業活動によるキャッシュ・フロー	240,389	331,813
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△67,483	△28,061
有形固定資産の売却による収入	—	450
無形固定資産の取得による支出	△150,331	△225,537
資産除去債務の履行による支出	△7,000	—
事業譲受による支出	※2 △93,571	※2 △49,836
投資有価証券の取得による支出	△167,745	△162,415
長期貸付けによる支出	—	△23,618
敷金及び保証金の回収による収入	14,362	—
敷金及び保証金の差入による支出	△566	△27,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	△472,335	△516,483
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	348,752
自己株式の取得による支出	△36,000	—
自己株式の処分による収入	6,300	11,360
短期借入れによる収入	600,000	800,000
短期借入金の返済による支出	△207,500	△1,100,000
長期借入れによる収入	—	400,000
長期借入金の返済による支出	△9,708	△82,264
リース債務の返済による支出	△11,216	△25,746
非支配株主からの払込みによる収入	—	9,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	341,875	362,013
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10,557	△4,568
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	99,372	172,774
現金及び現金同等物の期首残高	911,505	1,010,877
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,010,877	※1 1,183,652

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△38,227
減価償却費	112,298
のれん償却額	5,665
匿名組合投資損益 (△は益)	△4,086
投資有価証券評価損益 (△は益)	275,653
為替差損益 (△は益)	1,297
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	934
賞与引当金の増減額 (△は減少)	37,453
受取利息	△726
支払利息	5,824
売上債権の増減額 (△は増加)	112,229
仕入債務の増減額 (△は減少)	△416,657
その他	△22,434
小計	69,225
利息及び配当金の受取額	727
利息の支払額	△4,338
法人税等の支払額	△90,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△24,786
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△9,864
無形固定資産の取得による支出	△63,709
投資有価証券の取得による支出	△111,139
短期貸付けによる支出	△34,963
短期貸付金の回収による収入	2,673
長期貸付けによる支出	△5,143
その他	△1,517
投資活動によるキャッシュ・フロー	△223,665
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	600,000
短期借入金の返済による支出	△400,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△46,666
リース債務の返済による支出	△19,558
非支配株主からの払込みによる収入	5,264
財務活動によるキャッシュ・フロー	239,040
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,920
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,489
現金及び現金同等物の期首残高	1,183,652
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,182,162

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 Geniee International Pte., Ltd.、Geniee Vietnam Co., Ltd.、PT. Geniee Technology Indonesia

上記のうち、PT. Geniee Technology Indonesiaについては、当連結会計年度において新たに設立されたため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を、営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 Geniee International Pte., Ltd.、Geniee Vietnam Co., Ltd.、PT. Geniee Technology Indonesia、上海及妮广告有限公司、PT. Adstars Media Pariwara
上記のうち、上海及妮广告有限公司、PT. Adstars Media Pariwaraについては、当連結会計年度において新たに設立されたため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

(決算日が12月31日の会社)

上海及妮广告有限公司

上海及妮广告有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を、営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、当社については平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建売上債権及び外貨建買入債務

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引ガイドライン」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用

として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更します。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）または（分類3）に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度（平成28年3月31日）

当社は、運転資金の手元流動性の確保のため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に関わる借入未実行残高は以下のとおりです。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	400,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	—千円

当連結会計年度（平成29年3月31日）

当社は、運転資金の手元流動性の確保のため、取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

連結会計年度末における貸出コミットメントライン契約に関わる借入未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメント	300,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	200,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料手当	256,785千円	421,387千円
賞与引当金繰入額	16,378千円	25,785千円
貸倒引当金繰入額	119千円	6,611千円
修繕費	107,481千円	172,926千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	2,592千円	3,196千円

※3 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
PT. Adstars Media Pariwara(インドネシア)	—	のれん	46,664千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定した収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの概要

減損会計の適用にあたって概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である当該子会社を単位として、資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを19.8%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△4,130千円	△19,967千円
組替調整額	一千円	33,657千円
税効果調整前	△4,130千円	13,689千円
税効果額	一千円	△2,927千円
その他有価証券評価差額金	△4,130千円	10,761千円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△15,478千円	△7,686千円
組替調整額	一千円	一千円
税効果調整前	△15,478千円	△7,686千円
税効果額	一千円	一千円
為替換算調整勘定	△15,478千円	△7,686千円
その他の包括利益合計	△19,608千円	3,074千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,000,000	—	—	15,000,000
A種株式(株)	840,000	—	—	840,000
計	15,840,000	—	—	15,840,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	40,000	7,000	33,000
計	—	40,000	7,000	33,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、株主総会決議に基づく、自己株式の取得による増加40,000株であります。

普通株式の減少は、従業員持株会への第三者割当による自己株式の処分7,000株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,000,000	—	—	15,000,000
A種株式（株）	840,000	—	—	840,000
B種株式（株）	—	307,000	—	307,000
計	15,840,000	307,000	—	16,147,000

（変動事由の概要）

B種株式の増加は、第三者割当による新株の発行307,000株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	33,000	—	10,000	23,000
計	33,000	—	10,000	23,000

（変動事由の概要）

普通株式の減少は、従業員持株会への第三者割当による自己株式の処分10,000株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	1,010,877千円	1,183,652千円
現金及び現金同等物	1,010,877千円	1,183,652千円

※2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社株式会社ジーニーが株式会社ユニコンからFello事業を譲り受けたことにより増加した資産及び負債は以下のとおりであります。

流動資産	3,325千円
固定資産	40,028千円
のれん	50,995千円
流動負債	△778千円
事業譲受の取得価額	93,571千円
現金及び現金同等物	一千円
差引：事業譲受による支出	93,571千円

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

連結子会社であるPT. Adstars Media PariwaraがPT KREASI DAYA SENTOSAからアドネットワーク事業を譲り受けたことにより増加した資産及び負債は以下のとおりであります。

流動資産	1,916千円
固定資産	226千円
のれん	56,710千円
流動負債	△12,176千円
事業譲受の取得価額	46,676千円
現金及び現金同等物	一千円
為替換算差額	3,160千円
差引：事業譲受による支出	49,836千円

3. 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	5,608千円	135,454千円

(2) 新たに計上した重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	一千円	5,027千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として、データセンター内で使用するサーバーであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	77,571
1年超	2,956
合計	80,528

当連結会計年度(平成29年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として、データセンター内で使用するサーバーであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	133,884
1年超	58,691
合計	192,576

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、与信管理規程に従い、管理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握する等の方法によりリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。また、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結し、流動性リスクの回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,010,877	1,010,877	—
(2) 売掛金	1,482,886		
貸倒引当金(※1)	△305		
	1,482,580	1,482,580	—
資産計	2,493,458	2,493,458	—
(1) 買掛金	1,435,152	1,435,152	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払法人税等	22,759	22,759	—
(4) 長期借入金(※2)	28,928	29,029	101
(5) リース債務(※3)	47,102	48,138	1,036
負債計	1,933,942	1,935,079	1,137

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成28年3月31日
非上場株式	130,221
匿名組合出資金	40,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について12,296千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,010,877	—	—	—
売掛金	1,482,886	—	—	—
計	2,493,763	—	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	9,708	9,348	6,872	3,000	—	—
リース債務	12,069	12,709	13,146	8,867	309	—
計	421,777	22,057	20,018	11,867	309	—

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理規程に従い、管理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する等の方法によりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。また、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結し、流動性リスクの回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1, 183, 652	1, 183, 652	—
(2) 売掛金	1, 772, 213		
貸倒引当金(※1)	△2, 965		
	1, 769, 247	1, 769, 247	—
資産計	2, 952, 899	2, 952, 899	—
(1) 買掛金	1, 641, 029	1, 641, 029	—
(2) 短期借入金	100, 000	100, 000	—
(3) 未払法人税等	105, 455	105, 455	—
(4) 長期借入金(※2)	346, 664	346, 664	—
(5) リース債務(※3)	156, 810	157, 564	753
負債計	2, 349, 960	2, 350, 714	753

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年3月31日
非上場株式	213,021
転換社債型新株予約権付社債	33,657
匿名組合出資金	37,080

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について59,850千円の減損処理を行っており、転換社債型新株予約権付社債について貸倒引当金を33,657千円計上しています。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,183,652	—	—	—
売掛金	1,772,213	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (転換社債型新株予約権付社債)	—	33,657	—	—
計	2,955,865	33,657	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	80,004	80,004	80,004	80,004	26,648	—
リース債務	38,440	39,795	36,467	28,895	13,211	—
計	218,444	119,799	116,471	108,899	39,859	—

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成28年3月31日）

1. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額130,221千円）、匿名組合出資金（貸借対照表計上額40,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について12,296千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化があり、かつ1株当たり純資産額が取得原価に比し50%以上下落した場合は原則減損としますが、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の可否を決定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

1. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額213,021千円）、転換社債型新株予約権付社債（貸借対照表計上額33,657千円、貸倒引当金△33,657千円）及び匿名組合出資金（貸借対照表計上額37,080千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について59,850千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化があり、かつ1株当たり純資産額が取得原価に比し50%以上下落した場合は原則減損としますが、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の可否を決定しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	80,749	—	(*)
	買建 米ドル	買掛金	14,851	—	(*)
計			95,601	—	—

(*) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成24年9月27日取締役会決議	平成25年3月27日取締役会決議	平成26年3月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 14名 業務委託者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 25名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 450,000株	普通株式 1,050,000株	普通株式 420,000株
付与日	平成24年9月28日	平成25年3月30日	平成26年3月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年9月29日 至 平成29年3月31日	自 平成25年3月31日 至 平成29年3月31日	自 平成26年3月30日 至 平成32年3月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成26年10月15日取締役会決議	平成27年12月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 66名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株	普通株式 188,000株
付与日	平成26年10月16日	平成27年12月16日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月17日 至 平成32年3月31日	自 平成27年12月17日 至 平成37年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	300,000	525,000	270,000
付与	—	—	—
失効	15,000	90,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	285,000	435,000	270,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	45,000	—
付与	—	188,000
失効	—	1,500
権利確定	—	—
未確定残	45,000	186,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	70	107	107
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	331	900
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 当社は、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。単価情報は分割後の金額に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、時価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| （1）当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 821,220千円 |
| （2）当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | — 千円 |

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成24年9月27日取締役会決議	平成25年3月27日取締役会決議	平成26年3月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 14名 業務委託者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 25名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 450,000株	普通株式 1,050,000株	普通株式 420,000株
付与日	平成24年9月28日	平成25年3月30日	平成26年3月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年9月29日 至 平成34年3月31日	自 平成25年3月31日 至 平成34年3月31日	自 平成26年3月30日 至 平成32年3月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成26年10月15日取締役会決議	平成27年12月15日取締役会決議	平成28年7月20日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 66名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 45,000株	普通株式 188,000株	普通株式 67,500株
付与日	平成26年10月16日	平成27年12月16日	平成28年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月17日 至 平成32年3月31日	自 平成27年12月17日 至 平成37年11月30日	自 平成28年7月22日 至 平成38年6月30日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成29年1月18日取締役会決議	平成29年1月18日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 60,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成29年1月19日	平成29年1月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年1月20日 至 平成38年12月27日	自 平成29年1月20日 至 無期限

（注） 株式数に換算して記載しております。

平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	285,000	435,000	270,000
付与	—	—	—
失効	105,000	15,000	15,000
権利確定	—	—	—
未確定残	180,000	420,000	255,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	45,000	186,500	—
付与	—	—	67,500
失効	—	21,000	63,000
権利確定	—	—	—
未確定残	45,000	165,500	4,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	60,000	60,000
失効	1,500	—
権利確定	—	—
未確定残	58,500	60,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	70	107	107
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	331	900	1,136
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格（円）	1,136	1,136
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 当社は、平成26年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。単価情報は分割後の金額に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、時価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

（1）当連結会計年度末における本源的価値の合計額	961,738千円
（2）当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,147千円
未払事業税	1,640千円
資産除去債務	10,930千円
ソフトウェア	5,849千円
資産調整勘定	20,092千円
損金不算入福利厚生費	3,001千円
未払金	6,297千円
投資有価証券評価損	11,532千円
その他	3,051千円
繰延税金資産小計	67,544千円
評価性引当金	△28,159千円
繰延税金資産合計	39,385千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△9,392千円
繰延税金負債の合計	△9,392千円
繰延税金資産純額	29,993千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 13,180千円

固定資産—繰延税金資産 16,813千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%
住民税均等割	2.4%
評価性引当額の増減	0.1%
のれん償却額	2.4%
連結子会社当期純損失	5.8%
法人税等還付税額	△1.1%
在外子会社の適用税率差異	△0.3%
所得拡大促進税制による特別控除	△2.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.3%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11,074千円
賞与引当金	8,518千円
未払事業税	7,315千円
資産除去債務	12,567千円
ソフトウェア	15,706千円
資産調整勘定	13,896千円
繰越欠損金	5,961千円
損金不算入福利厚生費	506千円
未払金	2,159千円
投資有価証券評価損	17,673千円
減損損失	6,040千円
その他	3,885千円
繰延税金資産小計	105,307千円
評価性引当金	△68,739千円
繰延税金資産合計	36,567千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△9,694千円
その他有価証券評価差額金	△2,927千円
繰延税金負債の合計	△12,621千円
繰延税金資産純額	23,945千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 18,045千円

固定資産—繰延税金資産 5,900千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
住民税均等割	2.6%
評価性引当額の増減	33.4%
のれん償却額	3.6%
連結子会社当期純損失	66.9%
法人税等還付税額	△3.1%
在外子会社の適用税率差異	△0.6%
所得拡大促進税制による特別控除	△9.7%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	128.8%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成27年8月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、株式会社ユニコンの運営するスマートフォン向けアプリのプッシュ通知事業である「Fello事業」を承継いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得事業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ユニコン

事業の内容 スマートフォン向けアプリのプッシュ通知事業

(2) 企業結合を行った主な理由

同事業は、スマートフォン向けアプリのプッシュ通知事業を行っており、アプリへの導入数が国内上位であり、また、MAU(一月あたりアクティブユーザ数)は約2,000万の規模を誇ります。ここで、当社が営む媒体社向けのSSP事業とシナジーが高いと判断し、同事業の取得を決定するに至りました。

(3) 企業結合日

平成27年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式会社ユニコンを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(5) 結合後の企業の名称

株式会社ジーニー

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社ユニコンの運営するスマートフォン向けアプリのプッシュ通知事業である「Fello事業」を承継したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年8月1日から平成28年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金による支出 93,571千円

取得原価 93,571千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務・法務デューデリジェンス関連費用等 3,126千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 50,995千円

(2) 発生原因 スマートフォン向けアプリのプッシュ通知事業である「Fello事業」を展開するに当たって期待される超過収益力

(3) 償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産 18,910千円

資産合計 18,910千円

流動負債 778千円

負債合計 778千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- 影響の概算額については、合理的な算定が困難なため記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

取得による企業結合

連結子会社PT. Adstars Media Pariwaraは、平成28年8月15日を効力発生日として、事業譲受の方法により、PT KREASI DAYA SENTOSAの運営するアドネットワーク事業を承継いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得事業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 PT KREASI DAYA SENTOSA

事業の内容 アドネットワーク事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当該事業の取得によりインドネシアにおける広告業のライセンスを獲得し、また、同事業に係る資産を活用することで現地の事業の早期立ち上げ及び事業展開の推進力を高めるためであります。

(3) 企業結合日

平成28年8月15日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受であります。

(5) 結合後の企業の名称

PT. Adstars Media Pariwara

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

PT. Adstars Media Pariwaraが現金を対価として、同事業を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年8月15日から平成29年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金による支出 460千米ドル(46,676千円)

取得原価 460千米ドル(46,676千円)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務・法務デューデリジェンス関連費用等 9,400千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 558千米ドル(56,710千円)

(2) 発生原因 主として今後の事業展開により期待される超過収益力

(3) 償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 18千米ドル(1,916千円)

固定資産 2千米ドル(226千円)

資産合計 21千米ドル(2,142千円)

流動負債 120千米ドル(12,176千円)

負債合計 120千米ドル(12,176千円)

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難なため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスに係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	35,381千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	310千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
期末残高	35,692千円

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスに係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	35,692千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,027千円
時の経過による調整額	318千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
期末残高	41,038千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社グループは、アドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離した財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、「アド・プラットフォーム事業」と「マーケティングオートメーション事業」を展開しております。従って、当社グループは、当該事業セグメントから構成されております。なお、当連結会計年度より、それぞれの事業を本部単位で行う「事業本部制」に移行しており、本部ごとの業績を取締役会等に報告しております。

しかし、これらのセグメントはいずれもインターネット広告の配信及び集客を主な事業としており、その経済的特徴、サービスの提供方法及び販売方法、対象とする市場及び顧客、業種に特有の規制環境等は概ね類似しており、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループではアドテクノロジー事業を単一の報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
当社グループは、事業を集約し単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当社グループは、事業を集約し単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
当社グループは、事業を集約し単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	インターネット メディア事業者 向けサービス	広告主・アドネ ットワーク事業 者向けサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	6,504,683	842,201	22,348	7,369,233

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	その他	合計
5,802,173	1,223,146	343,912	7,369,233

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
ヤフー株式会社	1,766,995
Google Inc.	1,043,601

上記のGoogle Inc. に対する売上高には、Google Asia Pacific Pte.Ltd. 等の各社に対する売上高が含まれております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	インターネット メディア事業者 向けサービス	広告主・アドネ ットワーク事業 者向けサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	10,718,724	1,006,574	5,600	11,730,899

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他	合計
9,590,592	1,696,275	444,030	11,730,899

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ヤフー株式会社	3,030,312
Google Inc.	1,592,416

上記のGoogle Inc.に対する売上高には、Google Asia Pacific Pte.Ltd.等の各社に対する売上高が含まれております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、事業を集約し単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、アドテクノロジー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、事業を集約し単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	工藤 智昭	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 41.7%	債務被保証	当社リース債務に対する債務被保証 (注2)	43,716	—	—
役員	工藤 智昭	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 41.7%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注3)	28,928	—	—

（注1） 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

（注2） 当社はリース債務に対して、当社代表取締役社長 工藤智昭より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（注3） 当社は、金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 工藤智昭より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（イ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ヤフー株式会社	東京都港区	8,354	インターネット上の広告事業等	—	営業取引	広告配信取引	1,766,995	売掛金	365,622

（注1） 価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

（注2） 取引金額は、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度においてリース債務及び金融機関からの借入れに対して債務保証を受けておりましたが、当該債務保証は、当連結会計年度中に解消しております。

（イ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ヤフー株式会社	東京都港区	8,395	インターネット上の広告事業等	—	営業取引	広告配信取引	3,030,312	売掛金	339,248

（注1） 価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

（注2） 取引金額は、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	76.33円	76.27円
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	3.31円	△0.92円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額(△)であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (千円)	52,323	△14,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	52,323	△14,754
普通株式の期中平均株式数(株)	15,830,398	16,032,424
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数186,569個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類 (新株予約権の数288,560個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. A種株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 当連結会計年度においては、当社の発行しているB種株式が転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,264,635	1,613,067
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	58,016	406,768
(うちA種株式払込金額)	(58,016)	(58,016)
(うちB種株式払込金額)	—	(348,752)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,206,619	1,206,299
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,807,000	15,817,000

6. 1株当たり純資産額は、純資産の部の合計額よりA種株式の払込金額及びB種株式の払込金額を控除した金額を、普通株式の期末発行済株式数で除して算定しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

（新株予約権の発行）

当社は、平成29年6月30日開催の取締役会決議及び平成29年7月14日開催の普通株式にかかる種類株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年7月14日に発行いたしました。

1. 新株予約権の発行日（割当日）

平成29年7月14日

2. 新株予約権の発行総数

52,250個

3. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

金融商品取引所における株式公開時の発行価格に発行総数を乗じた額

7. 新株予約権の権利行使期間

平成29年7月15日から平成39年6月29日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうち資本組入額および資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の主要な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- (2) 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 - (ア) 発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 - (イ) 発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

（優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却）

当社は平成29年9月4日付で、定款に基づきA種株式、B種株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種株式、B種株式について平成29年8月17日開催の取締役会決議により、平成29年9月5日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種株式 840,000株

B種株式 307,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 1,147,000株

(3) 交付後の発行済普通株式数

16,147,000株

（単元株制度の採用）

当社は、平成29年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることを目的としております。

（新株予約権の発行）

当社は、平成29年9月5日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年9月6日に発行いたしました。

1. 新株予約権の発行日（割当日）

平成29年9月6日

2. 新株予約権の発行総数

28,500個

3. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

金融商品取引所における株式公開時の発行価格に発行総数を乗じた額

7. 新株予約権の権利行使期間

平成29年9月7日から平成39年6月29日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうち資本組入額および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の主要な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- (2) 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 - (ア) 発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
 - (イ) 発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立したGeniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給料手当	286,979千円
賞与引当金繰入額	47,972
貸倒引当金繰入額	1,135

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	1,182,162千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,182,162

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離した財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、「アド・プラットフォーム事業」と「マーケティングオートメーション事業」を展開しております。従って、当社グループは、当該事業セグメントから構成されております。

しかし、これらのセグメントはいずれもインターネット広告の配信及び集客を主な事業としており、その経済的特徴、サービスの提供方法及び販売方法、対象とする市場及び顧客、業種に特有の規制環境等は概ね類似しており、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループではアドテクノロジー事業を単一の報告セグメントとしております。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当社グループは、事業を集約しアドテクノロジー事業を単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	8.24円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	132,853
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	132,853
普通株式の期中平均株式数(株)	16,117,732
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数80,750個) なお、新株予約権の概要は、 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり四半期純損失金額であることから記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	100,000	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	9,708	80,004	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	12,069	38,440	4.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	19,220	266,660	0.8	平成30年～33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	35,032	118,370	3.8	平成30年～33年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	476,030	603,474	—	—

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動利率のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,004	80,004	80,004	26,648
リース債務	39,795	36,467	28,895	13,211

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	863,771	1,046,417
売掛金	※1 1,369,507	※1 1,665,774
前渡金	16,264	2,405
前払費用	13,283	40,859
繰延税金資産	13,180	18,045
その他	※1 35,172	※1 12,001
貸倒引当金	△305	△166
流動資産合計	2,310,874	2,785,335
固定資産		
有形固定資産		
建物	86,273	98,083
減価償却累計額	△11,513	△21,568
建物（純額）	74,760	76,514
工具、器具及び備品	124,464	137,312
減価償却累計額	△43,972	△76,111
工具、器具及び備品（純額）	80,492	61,201
リース資産	57,443	181,943
減価償却累計額	△15,597	△42,241
リース資産（純額）	41,846	139,702
有形固定資産合計	197,099	277,417
無形固定資産		
のれん	44,196	33,997
ソフトウェア	276,034	387,652
ソフトウェア仮勘定	28,429	38,008
無形固定資産合計	348,661	459,657
投資その他の資産		
投資有価証券	161,465	280,251
関係会社株式	240,311	395,311
出資金	30	30
長期前払費用	278	1,053
繰延税金資産	16,813	5,900
その他	86,326	147,396
貸倒引当金	—	△33,657
投資その他の資産合計	505,224	796,285
固定資産合計	1,050,984	1,533,360
資産合計	3,361,858	4,318,696

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 1,395,965	※1 1,591,717
短期借入金	400,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	9,708	80,004
リース債務	12,069	38,440
未払金	※1 91,196	※1 63,298
未払費用	45,838	66,459
未払法人税等	22,197	104,085
前受金	6,451	2,470
預り金	7,054	9,692
賞与引当金	16,683	25,785
その他	—	13,422
流動負債合計	2,007,166	2,095,376
固定負債		
長期借入金	19,220	266,660
リース債務	35,032	118,370
資産除去債務	35,692	41,038
固定負債合計	89,944	426,069
負債合計	2,097,111	2,521,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	592,393	766,769
資本剰余金		
資本準備金	586,993	761,369
その他資本剰余金	—	2,360
資本剰余金合計	586,993	763,729
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	119,191	280,820
利益剰余金合計	119,191	280,820
自己株式	△29,700	△20,700
株主資本合計	1,268,877	1,790,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,130	6,631
評価・換算差額等合計	△4,130	6,631
純資産合計	1,264,747	1,797,250
負債純資産合計	3,361,858	4,318,696

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	※1 7,047,250	※1 11,352,648
売上原価	※1 5,972,667	※1 9,641,344
売上総利益	1,074,582	1,711,304
販売費及び一般管理費	※2 945,128	※2 1,317,545
営業利益	129,454	393,758
営業外収益		
受取利息	133	13
受取手数料	705	401
還付消費税等	—	112
その他	107	0
営業外収益合計	946	528
営業外費用		
支払利息	4,880	8,282
為替差損	16,463	19,607
貸倒引当金繰入額	—	33,657
その他	585	3,950
営業外費用合計	21,929	65,497
経常利益	108,471	328,789
特別損失		
投資有価証券評価損	—	54,819
特別損失合計	—	54,819
税引前当期純利益	108,471	273,970
法人税、住民税及び事業税	40,439	109,221
法人税等調整額	650	3,120
法人税等合計	41,090	112,341
当期純利益	67,381	161,629

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 仕入		5,815,302	97.4	9,342,808	96.9
II 経費	※	157,365	2.6	298,536	3.1
当期売上原価		5,972,667	100.0	9,641,344	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
減価償却費 (千円)	80,235	140,943
通信費 (千円)	61,734	127,779

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計					
				繰越利益 剰余金						
当期首残高	592,393	586,993	586,993	51,810	51,810	—	1,231,196	—	—	1,231,196
当期変動額										
当期純利 益				67,381	67,381		67,381			67,381
自己株式 の取得						△36,000	△36,000			△36,000
自己株式 の処分						6,300	6,300			6,300
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)								△4,130	△4,130	△4,130
当期変動額 合計	—	—	—	67,381	67,381	△29,700	37,681	△4,130	△4,130	33,551
当期末残高	592,393	586,993	586,993	119,191	119,191	△29,700	1,268,877	△4,130	△4,130	1,264,747

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計					
繰越利益 剰余金											
当期首残高	592, 393	586, 993	—	586, 993	119, 191	119, 191	△29, 700	1, 268, 877	△4, 130	△4, 130	1, 264, 747
当期変動額											
新株の発 行	174, 376	174, 376		174, 376				348, 752			348, 752
当期純利 益					161, 629	161, 629		161, 629			161, 629
自己株式 の処分			2, 360	2, 360			9, 000	11, 360			11, 360
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)									10, 761	10, 761	10, 761
当期変動額 合計	174, 376	174, 376	2, 360	176, 736	161, 629	161, 629	9, 000	521, 741	10, 761	10, 761	532, 502
当期末残高	766, 769	761, 369	2, 360	763, 729	280, 820	280, 820	△20, 700	1, 790, 618	6, 631	6, 631	1, 797, 250

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を、営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年以内(社内における利用可能期間)

のれん 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を、営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年以内（社内における利用可能期間）

のれん 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建売上債権及び外貨建買入債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引ガイドライン」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が当事業計年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	138,911千円	50,669千円
短期金銭債務	29,978千円	17,416千円

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

前事業年度（平成28年3月31日）

当社は、運転資金の手元流動性の確保のため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に関わる借入未実行残高は以下のとおりです。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	400,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	—千円

当事業年度（平成29年3月31日）

当社は、運転資金の手元流動性の確保のため、取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントライン契約に関わる借入未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメント	300,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	200,000千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	451,349千円	321,321千円
仕入高	111,283千円	94,996千円
外注費	2,389千円	19,931千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料及び手当	247,070千円	394,083千円
減価償却費	27,662千円	35,950千円
賞与引当金繰入額	16,378千円	25,785千円
修繕費	107,481千円	172,904千円
外注費	92,232千円	116,183千円
おおよその割合		
販売費	6.4%	4.1%
一般管理費	93.6%	95.9%

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。
(単位：千円)

区分	平成28年3月31日
子会社株式	240,311
計	240,311

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。
(単位：千円)

区分	平成29年3月31日
子会社株式	395,311
計	395,311

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,147千円
未払事業税	1,640千円
未払金	6,297千円
その他有価証券評価差額金	1,264千円
ソフトウェア	5,849千円
資産調整勘定	20,092千円
資産除去債務	10,930千円
その他	356千円
繰延税金資産小計	51,580千円
評価性引当金	△12,195千円
繰延税金資産合計	39,385千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△9,392千円
繰延税金負債合計	△9,392千円
繰延税金資産の純額	29,993千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6%
住民税均等割	2.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0%
評価性引当額の増減	0.1%
法人税等還付税額	△1.0%
のれん償却額	2.1%
所得拡大促進税制による特別控除	△2.3%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	10,358千円
賞与引当金	8,518千円
未払事業税	7,315千円
未払金	2,159千円
ソフトウェア	4,185千円
投資有価証券評価損	16,788千円
資産調整勘定	13,896千円
資産除去債務	12,567千円
その他	439千円
繰延税金資産小計	76,230千円
評価性引当金	△39,663千円
繰延税金資産合計	36,567千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△9,694千円
その他有価証券評価差額金	△2,927千円
繰延税金負債合計	△12,621千円
繰延税金資産の純額	23,945千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割	0.8%
評価性引当額の増減	10.6%
法人税等還付税額	△1.0%
のれん償却額	1.1%
所得拡大促進税制による特別控除	△3.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、平成29年 6 月30日開催の取締役会決議及び平成29年 7 月14日開催の普通株式にかかる種類株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年 7 月14日に発行いたしました。

1. 新株予約権の発行日 (割当日)

平成29年 7 月14日

2. 新株予約権の発行総数

52,250個

3. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。) は1株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

株式1株当たりの価額 (以下「行使価額」という。) は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。) には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

金融商品取引所における株式公開時の発行価格に発行総数を乗じた額

7. 新株予約権の権利行使期間

平成29年 7 月15日から平成39年 6 月29日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうち資本組入額および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の主要な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。
- (2) 権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
- (ア) 発行日(割当日)後から3年を経過した日から発行日(割当日)後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで
- (イ) 発行日(割当日)後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(優先株式の取得及び自己株式(優先株式)の消却)

当社は平成29年9月4日付で、定款に基づきA種株式、B種株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種株式、B種株式について平成29年8月17日開催の取締役会決議により、平成29年9月5日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種株式 840,000株

B種株式 307,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 1,147,000株

(3) 交付後の発行済普通株式数

16,147,000株

(単元株制度の採用)

当社は、平成29年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数(売買単価)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることを目的としております。

(新株予約権の発行)

当社は、平成29年9月5日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年9月6日に発行いたしました。

1. 新株予約権の発行日(割当日)

平成29年9月6日

2. 新株予約権の発行総数

28,500個

3. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

金融商品取引所における株式公開時の発行価格に発行総数を乗じた額

7. 新株予約権の権利行使期間

平成29年9月7日から平成39年6月29日まで

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうち資本組入額および資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の主要な行使条件

（1）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。

（2）権利者が死亡した場合には権利者の相続人は未行使の新株予約権を相続するものとする。ただし相続は1回に限る。

（3）新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

（4）新株予約権者は、権利行使期間内において、下記各号の通りの行使可能割合で、新株予約権を行使することができる。ただし、下記の行使可能割合は、下記における直前期間までの既行使分と合わせた割合を意味し、行使可能割合に基づく新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

（ア）発行日（割当日）後から3年を経過した日から発行日（割当日）後から4年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権数の50%まで

（イ）発行日（割当日）後から4年を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権数の100%

- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡、質入その他一切の処分は認めない

④【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	ADSKOM PTE. LTD.	1, 036, 228	78, 533
		株式会社ヒトクセ	100	6, 969
		UNICON. PTE. LTD	525	3, 336
		Adpushup	1, 196, 172	120, 674
		小計	2, 233, 025	209, 513
計			2, 233, 025	209, 513

【債券】

銘柄			券面総額	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	PT GALACTIC MULTIMEDIA	300千米ドル	33,657
		小計	300千米ドル	33,657
計			300千米ドル	33,657

（注）上記債権には、貸倒引当金33,657千円を計上しております。

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	(匿名組合出資金) IMJ-IP Global 3 号	4	37,080
		小計	4	37,080
計			4	37,080

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	74, 760	11, 809	—	10, 055	76, 514	21, 568
	工具、器具及び備品	80, 492	19, 439	507	38, 223	61, 201	76, 111
	リース資産	41, 846	124, 500	—	26, 644	139, 702	42, 241
	計	197, 099	155, 748	507	74, 922	277, 417	139, 921
無形固定資産	のれん	44, 196	—	—	10, 199	33, 997	—
	ソフトウェア	276, 034	216, 016	2, 427	101, 971	387, 652	—
	ソフトウェア仮勘定	28, 429	229, 804	220, 225	—	38, 008	—
	計	348, 661	445, 820	222, 653	112, 170	459, 657	—

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	オフィス増床等による増加	11, 809千円
工具、器具及び備品	パソコン等の購入	12, 046千円
リース資産	サーバー等	124, 500千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替額	214, 050千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用のソフトウェア開発	229, 804千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定

ソフトウェアへの振替額

214,050千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	305	33,823	305	33,823
賞与引当金	16,683	25,785	16,683	25,785

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://geniee.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月18日	株式会社オプト 代表取締役 鉢嶺 登	東京都千代 田区四番町 6 番	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社ジーニー 代表取締役社長 工藤 智昭	東京都新宿 区西新宿七 丁目20番 1 号	提出会社	40,000	36,000,000 (900) (注) 4	自己株式 の取得
平成27年 12月25日	株式会社オプト 代表取締役 鉢嶺 登	東京都千代 田区四番町 6 番	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Fenox Venture Company IX, L. P. Fenox Venture Management IX, LLC Managing Member Md Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	—	170,000	153,000,000 (900) (注) 4	所有者の 事情による
平成28年 7月15日	工藤 智昭	東京都新宿 区	特別利害関係者等 (当社代表 取締役) (大株主上位10名)	みずほ成長支援 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齋藤 肇	東京都千代 田区内幸町 1 丁目 2 番 1 号	—	10,000	11,360,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情による
平成28年 7月15日	廣瀬 寛	東京都中野 区	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)	みずほ成長支援 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齋藤 肇	東京都千代 田区内幸町 1 丁目 2 番 1 号	—	15,000	17,040,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情による
平成28年 7月29日	投資事業組合 G V-Ⅱ 業務執行組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都港区 北青山三丁 目 2 番 4 号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P. O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	—	165,000	187,440,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情による
平成28年 7月29日	投資事業組合 G B-Ⅲ 業務執行組合員 グローバル・ブ レイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都港区 北青山三丁 目 2 番 4 号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P. O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	165,000	187,440,000 (1,136) (注) 4	所有者の 事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年7月29日	投資事業組合 G B - IV 業務執行組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都港区北青山三丁目2番4号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	NICE SATISFY LIMITED Director Jae Ho YANG	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	72,000	81,792,000 (1,136) (注) 4	所有者の事情による
平成28年7月29日	投資事業組合 G V - I 業務執行組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都港区北青山三丁目2番4号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	PT. Metra Digital Investama CEO Nicko Wijaja	The East Tower, 36th Floor, Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung Kav. E. 3.2 No. 1, Kuningan Timur, Setiabudi, Jakarta Selatan, Indonesia. 12950	—	93,000	105,648,000 (1,136) (注) 4	所有者の事情による
平成29年3月24日	SB Pan Pacific Corporation President Yoshimatsu Goto	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei, FSM	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 職務執行者 孫 正義	東京都港区東新橋一丁目9番1号	—	5,625,000	6,390,000,000 (1,136) (注) 4	所有者の事情による
平成29年9月4日	—	—	—	AT-I投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グリーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 天野雄介	東京都港区赤坂一丁目12番32号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種株式 △720,000 普通株式 720,000	—	A種株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年9月4日	—	—	—	YJ1号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役 堀 新一郎	東京都港区赤坂九丁目7番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種株式 △120,000 普通株式 120,000	—	A種株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年9月4日	—	—	—	Fenox Venture Company IX, L.P. Fenox Venture Management IX, LLC Managing Member Md Anis Uzzaman	1641 North First Street, Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B種株式 △88,000 普通株式 88,000	—	B種株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年9月4日	—	—	—	アンカー・アドバイザーズ TMT3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 アンカー・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 武藤 真一	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B種株式 △219,000 普通株式 219,000	—	B種株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行（処分）年月日	平成27年12月25日	平成28年7月15日	平成28年7月29日
種類	普通株式（自己株式）	B種株式	普通株式（自己株式）
発行（処分）数	7,000株	307,000株	10,000株
発行（処分）価格	900円 (注) 4	1,136円 (注) 4	1,136円 (注) 4
資本組入額	(注) 6	568円	(注) 6
発行（処分）価額の総額	6,300,000円	348,752,000円	11,360,000円
資本組入額の総額	(注) 6	174,376,000円	(注) 6
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当	第三者割当の方法による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成27年12月16日	平成28年7月21日	平成29年1月19日	平成29年1月19日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 188,000株	普通株式 67,500株	普通株式 60,000株	普通株式 60,000株
発行価格	900円 (注) 5	1,136円 (注) 5	1,136円 (注) 5	1,136円 (注) 5
資本組入額	450円	568円	568円	568円
発行価額の総額	169,200,000円	76,680,000円	68,160,000円	68,160,000円
資本組入額の総額	84,600,000円	38,340,000円	34,080,000円	34,080,000円
発行方法	平成27年12月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成28年7月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成29年1月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成29年1月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成29年 7 月14日	平成29年 9 月 6 日
種類	第 9 回新株予約権 (ストックオプション)	第10回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 52,250株	普通株式 28,500株
発行価格	(注) 7	(注) 7
資本組入額	(注) 8	(注) 8
発行価額の総額	(注) 9	(注) 9
資本組入額の総額	(注) 10	(注) 10
発行方法	平成29年 7 月14日開催 の当社普通種類株主総 会において、会社法第 236条、第238条及び第 239条の規定による新 株予約権 (ストックオ プション) に関する決 議を行っております。	平成29年 9 月 5 日開催 の当社取締役会におい て、会社法第236条、 第238条及び第239条の 規定による新株予約権 (ストックオプション) に関する決議を行 っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という)の定める規則等並びにその期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年 3 月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 自己株式の処分のため、資本組入額はあります。
7. 株式1株当たりの発行価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格となります。
8. 注7の発行価格に0.5を乗じた額が資本組入額となり、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。
9. 注7の発行価格に発行数を乗じた額となります。
10. 注8の資本組入額に、発行数を乗じた額となります。

11. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①(注)12	新株予約権②(注)13	新株予約権③(注)14	新株予約権④(注)15
行使時の払込金額	1株につき900円	1株につき1,136円	1株につき1,136円	1株につき1,136円
行使期間	平成27年12月17日から平成37年11月30日まで	平成28年7月22日から平成38年6月30日まで	平成29年1月20日から平成38年12月27日まで	平成29年1月20日から無期限
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権⑤(注)16	新株予約権⑥
行使時の払込金額	金融商品取引所における株式公開時の発行価格	金融商品取引所における株式公開時の発行価格
行使期間	平成29年7月15日から平成39年6月29日まで	平成29年9月7日から平成39年6月29日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

12. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は121,000株、発行価額の総額は108,900,000円、資本金組入額の総額は54,450,000円となっております。
13. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は4,500株、発行価額の総額は5,112,000円、資本金組入額の総額は2,556,000円となっております。
14. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は52,500株、発行価額の総額は59,640,000円、資本金組入額の総額は29,820,000円となっております。
15. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、全株失効しております。
16. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は50,750株となっております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ジーニー従業員持株会 理事長 水野 敦紹	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号住友不動産西新宿ビル25階	当社の従業員持株会	7,000	6,300,000 (900)	—

株式②

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
アンカー・アドバイザーズ TMT3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アンカー・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 武藤 真一 (資本金249,635,461円)	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	投資業	219,000	248,784,000 (1,136)	—
Fenox Venture Company IX, L.P. Fenox Venture Management IX, LLC Managing Member Md Anis Uzzaman (資本金25,000,000 USD)	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	投資業	88,000	99,968,000 (1,136)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) アンカー・アドバイザーズ TMT3号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株式③

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ジーニー従業員持株会 理事長 水野 敦紹	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号住友不動産西新宿ビル25階	当社の従業員持株会	10,000	11,360,000 (1,136)	—

新株予約権①

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 雅宏	東京都目黒区	会社員	60,000	54,000,000 (900)	当社従業員
水野 敦紹	東京都中野区	会社員	15,000	13,500,000 (900)	当社従業員
赤澤 明	東京都新宿区	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社従業員
渡邊 裕貴	東京都新宿区	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社従業員
廣川 直己	東京都世田谷区	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社従業員
川崎 俊介	東京都新宿区	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社従業員
萩原 芳道	東京都北区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
酒井 翔平	東京都杉並区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
見並 正輝	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
松井 俊介	千葉県船橋市	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
笹原 清隆	埼玉県さいたま市北区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
中牧 慎之介	東京都中野区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
鷲尾 徹拓	東京都足立区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
東山 英治	千葉県松戸市	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
杉野 透	東京都中野区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
元 始辰	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
桑内 邦義	東京都墨田区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
孫 星越	東京都八王子市	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
秋水 遊宇	東京都中野区	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員

- (注) 1. 遠藤雅宏は、平成28年1月29日付で当社取締役役に選任されております。
2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）21名、割当株式の総数14,500株に関する記載は省略しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
細山 紳二	埼玉県さいたま市北区	会社員	3,000	3,408,000 (1,136)	当社従業員
河原 彬伸	東京都新宿区	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員

(注) 1. 河原彬伸は、平成29年5月24日付で子会社監査役に選任されております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中道 大輔	東京都中野区	会社員	12,000	13,632,000 (1,136)	当社従業員
CHIN KEE KUEN	東京都世田谷区	会社役員	12,000	13,632,000 (1,136)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) 当社従業員
中村 卓弘	東京都文京区	会社役員	12,000	13,632,000 (1,136)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) 当社従業員
Nguyen Thai Ha	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	会社役員	6,000	6,816,000 (1,136)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
柴戸 純也	東京都江戸川区	会社員	3,000	3,408,000 (1,136)	当社従業員
菊地 太郎	東京都大田区	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員
谷塚 勇樹	東京都練馬区	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員
林 茂樹	東京都町田市	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員
大橋 弘崇	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員
渡辺 航平	千葉県市川市	会社員	1,500	1,704,000 (1,136)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の権利放棄により全株失効しておりますので、記載を省略しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
戸田 咲子	東京都港区	会社員	6,000	(注) 2	当社従業員
河原 彬伸	東京都新宿区	会社役員	4,500	同上	特別利害関係者等 (当社子会社監査役) 当社従業員
篠塚 英伸	神奈川県川崎市中原区	会社員	4,500	同上	当社従業員
Nuruly Achmad Priadi	インドネシア共和国ジャカルタ市	会社役員	3,000	同上	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
渡辺 航平	千葉県市川市	会社員	3,000	同上	当社従業員
張 志鋒	茨城県つくばみらい市	会社員	3,000	同上	当社従業員
紺野 健幸	神奈川県川崎市中原区	会社員	3,000	同上	当社従業員
林 茂樹	東京都町田市	会社員	3,000	同上	当社従業員
岡部 統一	東京都新宿区	会社員	2,250	同上	当社従業員
岩永 朋紘	東京都豊島区	会社員	2,250	同上	当社従業員
水野 敦紹	東京都中野区	会社員	2,250	同上	当社従業員
Susi Susanto	インドネシア共和国ジャカルタ市	会社役員	1,500	同上	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
高橋 菜穂子	東京都渋谷区	会社員	1,500	同上	当社従業員
林 達也	東京都北区	会社員	1,500	同上	当社従業員
小林 未宇	埼玉県和光市	会社員	1,500	同上	当社従業員
井上 義規	千葉県松戸市	会社員	1,500	同上	当社従業員
大塚 雅史	東京都中野区	会社員	1,500	同上	当社従業員
井上 雅堯	東京都中野区	会社員	1,500	同上	当社従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）5名、割当株式の総数3,500株に関する記載は省略しております。
2. 第9回新株予約権の1株当たりの行使価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格となります。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
CHIN KEE KUEN	東京都世田谷区	会社役員	12,000	(注)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) 当社従業員
柴戸 純也	東京都江戸川区	会社員	9,000	同上	当社従業員
高橋 菜穂子	東京都渋谷区	会社員	4,500	同上	当社従業員
中尾 幸志	千葉県船橋市	会社員	3,000	同上	当社従業員

- (注) 第10回新株予約権の1株当たりの行使価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格となります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
工藤 智昭（注）2、3、8	東京都新宿区	6,680,000 (90,000)	38.84 (0.52)
ソフトバンクグループインターナショナル合同会社（注）2	東京都港区東新橋一丁目9番1号	5,625,000	32.70
廣瀬 寛（注）2、4、8	東京都中野区	795,000 (60,000)	4.62 (0.35)
吉村 卓也（注）2、5	東京都品川区	750,000	4.36
AT-I 投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル3階（私書箱475号）	720,000	4.19
トランス・コスモス株式会社（注）2	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	495,000	2.88
NICE SATISFY LIMITED（注）2	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	402,000	2.34
Fenox Venture Company IX, L.P. （注）2	1641 North First Street, Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	258,000	1.50
アンカー・アドバイザーズ TMT3号投 資事業有限責任組合（注）2	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	219,000	1.27
YJ1号投資事業組合（注）2	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井 タワー	120,000	0.70
篠塚 英伸（注）5	神奈川県川崎市中原区	94,500 (94,500)	0.55 (0.55)
PT. Metra Digital Investama	The East Tower, 36th Floor, Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung Kav.E.3.2 No.1, Kuningan Timur, Setiabudi, Jakarta Selatan, Indonesia. 12950	93,000	0.54
大塚 雅史（注）5	東京都中野区	91,500 (91,500)	0.53 (0.53)
水野 敦紹（注）5	東京都中野区	77,250 (77,250)	0.45 (0.45)
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都中央区築地1-13-1 築地松 竹ビル	75,000	0.44
遠藤 雅宏（注）4	東京都目黒区	60,000 (60,000)	0.35 (0.35)
青木 芳成（注）5	千葉県市川市	60,000 (60,000)	0.35 (0.35)
岩永 朋紘（注）5	東京都豊島区	47,250 (47,250)	0.27 (0.27)
岡部 統一（注）5	東京都新宿区	47,250 (47,250)	0.27 (0.27)
井上 義規（注）5	東京都豊島区	46,500 (46,500)	0.27 (0.27)
宮下 正晴（注）5	千葉県浦安市	45,000 (45,000)	0.26 (0.26)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
諏訪 晴士 (注) 5	東京都渋谷区	45,000 (45,000)	0.26 (0.26)
小尾 哲也 (注) 5	東京都台東区	45,000 (45,000)	0.26 (0.26)
小林 未宇 (注) 5	埼玉県和光市	31,500 (31,500)	0.18 (0.18)
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	25,000	0.15
CHIN KEE KUEN(注) 5、8	東京都世田谷区	24,000 (24,000)	0.14 (0.14)
株式会社ジーニー (注) 10	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル25階	23,000	0.13
井上 雅堯 (注) 5	東京都中野区	17,500 (17,500)	0.10 (0.10)
ジーニー従業員持株会	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル25階	17,000	0.10
吉田 美穂 (注) 5	東京都江東区	16,750 (16,750)	0.10 (0.10)
弓座 良隆 (注) 5	千葉県松戸市	15,750 (15,750)	0.09 (0.09)
中道 大輔(注) 5	東京都中野区	12,000 (12,000)	0.07 (0.07)
中村 卓弘(注) 5、8	東京都文京区	12,000 (12,000)	0.07 (0.07)
柴戸 純也 (注) 5	東京都江戸川区	12,000 (12,000)	0.07 (0.07)
Nguyen Thai Ha(注) 5、8	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
河原 彬伸 (注) 5、9	東京都新宿区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
戸田 咲子 (注) 5	東京都港区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
高橋 菜穂子 (注) 5	東京都渋谷区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
渡辺 航平 (注) 5	千葉県市川市	5,000 (5,000)	0.03 (0.03)
林 茂樹 (注) 5	東京都町田市	4,500 (4,500)	0.03 (0.03)
Nuruly Achmad Priadi (注) 8	インドネシア共和国ジャカルタ市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
張 志鋒 (注) 5	茨城県つくばみらい市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
紺野 健幸 (注) 5	神奈川県川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
渡邊 裕貴 (注) 5	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
廣川 直己 (注) 5	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
赤澤 明 (注) 5	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
細山 紳二 (注) 5	埼玉県さいたま市北区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
川崎 俊介 (注) 5	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
中尾 幸志 (注) 5	千葉県船橋市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
磯部 勇太 (注) 5	東京都新宿区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
萩原 芳道 (注) 5	東京都北区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
酒井 翔平 (注) 5	東京都杉並区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
見並 正輝 (注) 5	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
松井 俊介 (注) 5	千葉県船橋市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
笹原 清隆 (注) 5	埼玉県さいたま市北区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
中牧 慎之介 (注) 5	東京都中野区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
鷲尾 徹拓 (注) 5	東京都足立区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
杉野 透 (注) 5	東京都中野区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
元 始辰 (注) 5	神奈川県川崎市麻生区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
桑内 邦義 (注) 5	東京都墨田区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
孫 星越 (注) 5	東京都八王子市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
秋水 遊宇 (注) 5	東京都中野区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
菊地 太郎 (注) 5	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
谷塚 勇樹 (注) 5	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
大橋 弘崇 (注) 5	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
項 錦先 (注) 5	千葉県千葉市美浜区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
東山 英治 (注) 5	千葉県松戸市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
林 達也 (注) 5	東京都北区	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
村上 慎太郎 (注) 6	広島県福山市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
Susi susanto (注) 8	インドネシア共和国ジャカルタ市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
その他15名		9,500 (9,500)	0.23 (0.06)
計	—	17,199,250 (1,052,250)	100.00 (6.12)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 当社の特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。

3. 当社の特別利害関係者等（当社代表取締役）であります。

4. 当社の特別利害関係者等（当社取締役）であります。

5. 当社の従業員であります。

6. 当社の子会社従業員であります。

7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

8. 当社の特別利害関係者等(子会社の取締役)であります。

9. 当社の特別利害関係者等(子会社の監査役)であります。

10. 当社自己株式であります。

平成29年11月 2 日

株式会社ジーニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーニーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーニー及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月 2 日

株式会社ジーニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーニーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーニー及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月 2 日

株式会社ジーニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーニーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーニー及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成29年11月 2 日

株式会社ジーニー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーニーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーニーの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月 2 日

株式会社ジーニー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーニーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーニーの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

